

(第四部)

第二回参議院司法委員会會議錄第三十三号

昭和二十三年五月二十八日(金曜日)午前十一時十二分開会

○裁判官の刑事事件不当処理等に関する調査の件

○委員(伊藤修憲) これより司法委員会を開会いたします。裁判官の刑事事件不当処理等に関する調査を議題といたします。先づお諮りいたしますが、来月二日に東京拘置所出張して尾津君之助の証言を求めたいと思ひます。御異議ありませんか。

○委員(伊藤修憲) 御異議ないものと認めます。

次に尾津事件に関して調査の要領を、只今お手元にお配りいたしましたようにいたしたいと思います。泉専門調査員に朗読して頂きます。

【専門調査員朗読】
尾津事件調査要領
第一、本件裁判に政治的圧迫が加えられなかつたか。

調査の目的事項
1、係り判事と被告人間の特殊関係の有無
イ、係判事一松弘は一松厚相の女婿であるが、本件審査に特別に関係はないか。

ロ、その他右に準ずる特殊関係の存否
2、特殊関係存在の嫌疑をうける虞れある判事一松弘を故らに本

件審判のため職務分担を變更した理由
イ、事前に右の疑惑を生ずる可能性を予測したか否か

ロ、刑事第四部は他より判事を求めねば本件を迅速に審判できない実情にあつたが、殊に本件を先にすることができない程他に重要な事件を審判してゐたか否か

ハ、刑事第三部は他の刑事部に比し余剩人員を持ち、且これを他の部へ轉ぜしめる余裕のあつたといふは眞実なりや否や
ニ、刑事第三部々員中特に一松判事は他へ轉ぜしめる程他の部員に比し余裕ありしや否や

ホ、一松判事の所属部変更につき、これを発言し、支持し、決定した者は誰か
3、松本、一松、伊藤、各判事が本件を担当するは妥當なりしや

イ、松本、一松、伊藤判事の職歴、成績、年齢等
ロ、一松判事が名古屋にて旅客事件を裁き名をあげたといふは眞実なりや否や

ハ、小中所長が右事実を以前より関知してゐたこと及びそれを理由に、一松判事に本件の担当を命ずるに至つたといふのは眞実なりや否や

4、政府上層部より直接又は間接に本件審判に特別な便宜取扱方の要望又は暗黙の希望等の有無
5、その他本件審判に際し、係判事等が何等かの政治的圧迫を感じたか否や

第二、本件裁判に暴力団体の威圧が加えられなかつたか
調査の目的事項
1、尾津組の組織、組員の経歴、組内の仁義、團結力、財力

ロ、尾津組が國家権力殊に警察等を無視した行動等をもつてゐた事実の存否
ハ、尾津組の勢力及び不逞行爲に関する社會一般の風評輿論

2、本件捜査開始後の尾津組の動向
イ、警察關係に對し威圧を加えたことはいか
ア、呼出に應じたか否かの状況

ロ、關係者に威圧を加え若しくはこれを感じさせる如き言動がなかつたか
エ、當局に對する尾津の態度に尊大な點はなかつたか

ド、証人取調その他証拠蒐集に關し、尾津組の威力のため困難を感じたことはないか
エ、捜査官において本件取調に當り威圧を感じたことはなかつたか

第三、本件に關し、裁判官その他の關係者に対する利益供與その他の方法による誘惑的行爲がなかつたか
調査の目的事項
1、相手方
イ、警察關係(係警察官吏、監督上司)

ロ、檢察廳關係(係檢察事、書記、次席檢察事等)
ハ、裁判所關係(係判事、書記、廷丁、その他上司)

ニ、拘留所關係
ア、戒護關係(担当看守、接見立會看守、公判立會看守、その他上司)
ロ、醫務關係(保健技師、技手、補助員)

エ、其の他係官(領置、差入、教務、その他)
ド、受刑者(難役その他に従う者)
E、差入屋

2、手段
イ、自ら直接やつてはいないか
ロ、妻、子分その他身内の者がやつてはいないか

ハ、弁護人、知人、友人が策動してはいないか
ニ、相手方の自宅、その他の場所で行はれていないか
ホ、相手方の知人關係を通じてはゐないか

3、利益
イ、金錢、物品
ロ、その他の現時的利益
ハ、將來の利益の約束

4、証拠湮滅利益供與のため外部との連絡を計つたことはないか(通常差入物品、看守、釈放者を通じて行はれる)
第四、本件勾留執行停止の取扱に關し妥當を欠く措置がなかつたか
調査の目的事項
1、保釈願及び執行停止申請の状況

2、釈放による逃走の虞れの有無に關する裁判所の調査
イ、調査方法
ロ、認定の當否

ア、被告の男らしい態度性行の眞否
ロ、被告の判檢事に対する恭順なる態度の眞否
エ、被告の身内の者の判檢事及び本件証人その他關係者への恭順なる態度の眞否

3、釈放による証拠湮滅の虞れの有無に關する裁判所の調査
イ、調査方法
ロ、認定の當否

ア、右の2のロに同じ

6、本件の傍証は爾後その証言を覆えされ又は反証が提出されてもそのみで有罪を認定するに足る程度の証拠能力、証拠価値、信憑性を有するか

4、病状

イ、被告及び弁護人より裁判所へ病状申告の状況

ロ、被告が担当看守、医師、面会者へ病状について訴えた状況

ハ、裁判所、担当看守、面会者等の外面的観察による被告の病状の程度

ニ、医師が被告を診察、治療（投薬、その他）の状況結果

ホ、医師より裁判所への病状報告の経過

ヘ、右医師の能力

ト、医師の能力に対する裁判所の調査

チ、拘禁性神経病態患者を拘留継続するとどんな結果を招来するか

リ、その他生命に危険を生じ若しくは回復すること能はざる程度の著しい健康障害を来す程度の病状があつたか

ヌ、仮病、作爲病の疑いはなかつたか

ル、医師、担当看守は買収されていなかったか

ヲ、釈放後の被告の行動より帰納した病状

ヾ、従来の釈放許可の事例に於ける病状の程度

5、釈放による民事事件解決の可能性

イ、調停に被告が不拘束で出頭するときは解決出来たか

ロ、都廳の敷地拂下問題は被告が不拘束で早急に出頭交渉することによつて纏り得たか

6、釈放による再犯その他反社会的行為を犯す危険性の有無

7、本件被告の釈放が一般社会人心に及ぼす影響

イ、本件の検挙及び被告拘束に対する輿論の動向

ロ、被告釈放に対する輿論の動向

8、罪質

イ、本件の特殊性

ロ、重罪と拘留保釈事由の關係

9、關係方面の意向

イ、本件に關する關係方面との連絡経過

ロ、關係方面が釈放を好まない理由

ハ、右事実と保釈事由との關係

10、釈放時期の妥当性

イ、釈放時期の段階と従来の実例

ロ、従来の例に於ける保釈時期と保釈事由との相關關係

ハ、本件における保釈事由と保釈時期

11、否認事件における保釈

イ、否認事件の保釈事由に關する従来の例

第五、本件審判は遅延してゐないか。若し遅延ありとせばその事由如何

調査の目的事項

1、当初の裁判所構成の事情（第一の一（二）三）

2、審理の経過

3、起訴公判開始迄の期間は適當か

4、証人二十四名は全部取調の必要があつたか

5、証人調に際し検事及び弁護人の不必要な質問又は証人の発言を許すことはいないか

6、公判開廷日の執務時間に怠慢はなかつたか

7、公判を継続しなかつたり延期したり変更してゐるが、それはいずれも必要やむを得ないものか

8、検事論告後弁論準備期間を約二週間與えてゐるが、それは適當な期間か

9、弁論終結後判決言渡迄十日間の準備期間は適當であつたか

10、判決言渡を無期延期した事情

11、追起訴事実と併合して審判せんとした処置は妥當か

12、追起訴事実の起訴が十二月であるが、その捜査に怠慢はないか

13、追起訴後の公判審理の状況

14、判事の構成を変更した事情

15、追起訴の公判に關する右3乃至9と同じ事実

第六、保釈事は本件の特殊性に關し如何なる認識を有してゐたか

調査の目的事項

1、博徒又はテキヤに關する一般の治罪的事項

2、終戦後のこれら團體の動向

イ、終戦後の秩序紊亂状態について

ロ、右團體がこれら状況に乘じ國家権力を無視した無政府的

動向について

ハ、右團體の終戦後の経済力の向上について

ニ、右團體と警察關係との結び付きについて

ホ、右團體勢力の政治面への進出について

3、尾津組及び尾津個人に關する右2の事項殊に

イ、その事業と財力

ロ、警察との結び付き

ハ、政治的活動

ニ、尾津の交際範圍

ホ、地下政府的傾向について

4、關係方面の尾津組に対する関心の程度

5、裁判所の1—3及び尾津事件についての認識の程度

6、尾津の身柄釈放による本件關係者及び一般社会人心への影響

尾津事件証實調日程

一、証人取調

五月二十一日

尾津久子 上條貢

五月二十二日

金子儀太郎 中島常三郎 野崎陽之助 石原治子 高木八郎 菊地甚一

五月二十四日

小峯忠生 望月作平 大谷菊夫 大沢善太郎 吉田チヨ

五月二十六日

元林善治 眞対民治 岡戸竹治 矢次看守

午後

庄司新三郎 黒羽関司 越川警部補

五月二十八日

午前

高木検事 馬場次席検事

午後

川中公裁判事 耕田涉外判事 樋口涉外課長

五月三十一日

最高裁判所へ出張取調

松本判事 一松判事 長谷川判事 岡部判事

六月二日

尾津喜之助

二、審証（適當な時期に委員会に於て報告する）

1、裁判所關係に關する調査報告書

イ、尾津關係訴訟記録の抜萃

ロ、警察、検事、判事に対する投書

ハ、延丁に対する公判立会感想その他調査

2、拘留所關係に關する書類取寄

イ、接見簿

ロ、領置物出入簿

ハ、差入關係簿

ニ、信書發受簿

ホ、医務關係記録

ヘ、身上調査簿

3、保釈、執行停止關係統計資料

イ、拘束者数と保釈執行停止の件数比率

ロ、保釈執行停止の時期別（起訴事實の認否後、審理終了後）第一審判決言渡後（第二審）比率

ハ、犯罪名による比率

ニ、宣告刑期による比率

ホ、原因別殊に病名比率

ヘ、否認事件自由事件の比率

ト、否認事件に於けるロ、ハ、

ニ、ホ、比率

と並列に裁判所との所屬

で、その顛末を明らかにする

外係判事として、本件刑事事件審

- ニ、ホ、比率
- 4、輿論に關する資料
- イ、本件關係新聞切抜
- ロ、新聞社への投書
- 5、最高裁判所の調査報告書
- 6、その他調査報告書
- イ、拘留所關係
- ア、夜間看守につき尾津の睡眠状況調査
- イ、公判立會看守につき公判の感想調査
- ロ、尾津に接した他の看守につき所感調査
- ア、難役夫、隣房囚につき尾津の入所中の動靜及び所感調査、外部との連絡ありや否やの調査
- ロ、難役夫中満期出所した者が尾津より何らかの依頼を受け居らざるやの調査
- ロ、東大病院關係
- 佐々實之、中尾喜久、その他に対する尾津の病狀調査
- ハ、一般輿論の調査
- ア、本件の民事事件關係者に対し、尾津の不法行為、恫喝行為の有無に關する調査
- ロ、新宿附近に於ける住民の聲の調査
- エ、所轄警察の尾津組に対する取扱態度の調査
- ニ、尾津喜之助の政治面及び事業上の交際者の調査主として警察をしてなされる
- 各証人に対する調査事項
- 高木八郎医師 東大病院入院中の担当医師である。左の点を明らかにする
- 一 尾津喜之助が入院するに至つ

た経緯殊に裁判所との折衝

- 二 尾津喜之助の病狀（入院當時及び入院後）
- 三 尾津喜之助が入院後外出した事情
- 四 拘留執行停止の條件たる住居制限事項を知つていたか、又それをどういふ程度に理解していたか
- 野崎陽之助医師 拘留所の医務課長として尾津を診断してゐる。左の点を明らかにする
- 一 尾津喜之助の病狀書を作成した経緯
- 二 拘禁中の尾津の病狀の経過
- 三 尾津の釈放について關係人又は本人からの請託の有無
- 菊地俊一医師 精神科の専門医として尾津を診断してゐる。左の点を明らかにする
- 一 尾津喜之助を診断した経緯
- 二 同人の病狀、診断書の説明
- 石原治子看護婦 尾津の入院中の看護婦長である。尾津喜之助の入院當時の状況及行動を明らかにする
- 金子儀太郎看守 元林弁護人が尾津喜之助と面会したときに立会した看守である。その時の状況を明らかにする
- 中島常三郎看守 尾津喜之助の在所中担当看守として見た同人の健康状態、行動等を明らかにする
- 上條弁護人 尾津の顧問弁護士であり尾津の執行停止中同人と共に外出したことがあるので左の点を明らかにする
- 一 保釈についての奔走の事情

- 二 住居制限をどう考えてゐたか
- 三 釈放中尾津と外出したことはないか
- 四 霞町に行つた時の顛末について
- 五 釈放中の尾津の行動について注意してゐたか
- 尾津の妻久子 左の点を明らかにする
- 一 尾津の釈放につき奔走の事情
- 二 証人は釈放のために直接その衝に當つてゐたか
- 三 尾津の釈放後の行動及び住居制限について
- 四 尾津の公判に於ける傍聴人の様子
- 五 元林特別弁護人との経緯
- 大谷巡查部長 同人は、警視廳捜査第一課に勤務する巡查部長であり、命をうけて尾津喜之助の執行停止中の行動について調査をしたことがあるので、その内容を明らかにする
- 小峯巡查部長 元淀橋警察署に勤務し、現在警視廳捜査第一課に勤務する巡查部長であり、尾津喜之助の執行停止の翌朝（九月十三日）同人に會つてゐるので、その模様を明らかにする
- 望月自動車運轉手 尾津喜之助が東大病院入院中外出した際の運轉手である。外出の模様を明らかにする
- 大沢機械修理店主 九月十六日尾津喜之助が外出の際訪問したので、その顛末を明らかにする
- 吉田テヲ 尾津の妻であり、九月十五日尾津喜之助が訪問したので、その顛末を明らかにする

で、その顛末を明らかにする

- 元林善治 同人は尾津とかねて親交あり、本件につき特別弁護人となつて、尾津の妻及び尾津本人に尾津の釈放運動費として百五十万円或いは百万円若しくは二十万円を要求した嫌疑があるので、これらの關係を明らかにする
- 眞対民治 尾津組支配人として尾津組及び尾津個人の會計を担任してゐたので、尾津組の事業、財力、本件発生後の金銭の收支等の方面より、尾津の釈放運動につきどんな方法がとられたかを明らかにする
- 岡戸竹治 尾津組副組長として最も尾津の信任があつた者で、本件尾津の釈放運動にも盡力してゐるので、右元林弁護人との關係その他の点を全般的に明らかにする
- 矢次看守部長 尾津と弁護人その他の面會者との接見に立會つてゐるので、その際の状況及び入所中に於ける尾津の取扱ひ等を明らかにする
- 庄司新三郎 本件につき証人として東京地方裁判所公判で取調べを受けた者で、その際不利な証言をするとして尾津に恫喝されたので、その際の状況その他公判の状況が尾津組の威圧の下に行はれなかつたか否かを明らかにする
- 黒羽関司 本件刑事事件の立會書記として終始公判に立會つてゐるので、右の如き公判の状況及びその他の尾津組からの買収行為若しくは脅迫行為がなかつたか否かを明らかにする
- 耕田渉外判事 東京地方裁判所渉外係判事として、本件刑事事件審理中、松本係判事から尾津の保釈につき連合軍の意向を質すことを依頼せられその衝に當つてゐるので、當時の模様殊に松本判事が再三再四連合軍の意見を求めた理由、連合軍の意向がどのように松本判事に傳へられたかを明らかにする

- 樋口渉外課長 最高裁判所渉外課長として右と同様の衝に當つてゐるので、その關係を明らかにする
- 高木一 尾津事件の主任検事として終始本件に關與してゐるので、その間、尾津からの圧迫又は買収行為がなかつたかどうか、尾津の執行停止を相當とする意見をつけた根拠、本件の審判が遅延してゐないかどうか、檢察廳としては本件の特殊性につきどんな考へを持つてゐるかを明らかにする
- 馬場次席検事 東京地方檢察廳の次席検事として、終始高木主任検事の相談を受け、本件の審理に當つてゐるので、右同様の事項を明らかにする
- 鈴木太三郎 警視廳の本件の主任警察官として、尾津事件の捜査に當つたので、捜査中尾津關係より圧迫又は買収行為等を受けなかつたか否かを明らかにする
- 小中公毅 當時の東京地方裁判所長代行として、係判事に対する行政上の監督官であつたので、一松判事の職務分配を変更して本件係判事を構成するに至つた事情、本件審判につき政治的圧力が加わらなかつたか、その他運動が行はれなかつたかを明らかにする

○長谷川判事
○岡部判事

長谷川判事は刑事第三部、岡部判事は刑事第四部の責任者として、一松判事を本件審理のため第三部より第四部へ轉せしめた事情を明らかにする。

○一松判事
○松本判事

いづれも尾津本事件の担任判事として全責任ある立場にあるので、問題の点全部を明らかにする。
○尾津喜之助 事件本人として、問題の点全部を明らかにする。

○委員長(伊藤修君) 別に御意見もないようでありますから、尾津事件につきましてはこの要領で進めて参ることといたします。本日の委員会はこの程度にいたしまして、引続き懇談会を開きたいと思ひます。本日はこれにて散会いたします。

午後十一時三十分散会
出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
理事 鈴木 安幸君
委員 齋 武雄君
水久保基作君
鬼丸 義實君
前之園喜一郎君
來馬 琢道君
松村眞一郎君
宮城タマヨ君
星野 芳樹君
小川 友三君
西田 天香君

五月二十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、刑事訴訟法を改正する法律案(第七十三号)

刑事訴訟法を改正する法律案

刑事訴訟法目次

- 第一編 総則
- 第一章 裁判所の管轄
- 第二章 裁判所職員の除斥及び忌避
- 第三章 訴訟能力
- 第四章 弁護及び補佐
- 第五章 裁判
- 第六章 書類及び送達
- 第七章 期間
- 第八章 被告人の召喚、勾引及び勾留
- 第九章 押収及び搜索
- 第十章 検証
- 第十一章 証人尋問
- 第十二章 鑑定
- 第十三章 通訳及び翻訳
- 第十四章 証拠保全
- 第十五章 訴訟費用
- 第二編 第一審
- 第一章 捜査
- 第二章 公訴
- 第三章 公判
- 第一節 公判準備及び公判手続
- 第二節 証拠
- 第三節 公判の裁判
- 第三編 上訴
- 第一章 通則
- 第二章 控訴
- 第三章 上告
- 第四章 抗告
- 第四編 再審
- 第五編 非常上告
- 第六編 略式手続

第七編 裁判の執行
刑事訴訟法

第一編 総則

第一條 この法律は、刑事事件につき、公共の福祉と維持と個人の基本的人權の保障とを全うしつつ、事實の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。

第一章 裁判所の管轄

第二條 裁判所の土地管轄は、犯罪地又は被告人の住所、居所若しくは現在地による。

第三條 事物管轄を異にする数個の事件が関連するときは、上級の裁判所は、併せてこれを管轄することができる。

第四條 事物管轄を異にする数個の関連事件が上級の裁判所に係属する場合において、併せて審判することとを必要としないものがあるときは、上級の裁判所は、決定で管轄権を有する下級の裁判所にこれを移送することができる。

第五條 数個の関連事件が各別に上級の裁判所及び下級の裁判所に係属するときは、事物管轄にかかわらず、上級の裁判所は、決定で下級の裁判所の管轄に属する事件を併せて審判することができる。

第六條 土地管轄を異にする数個の事件が関連するときは、一個の事件につき管轄権を有する裁判所は、併せて他の事件を管轄することができる。但し、他の法律の規定により特定の裁判所の管轄に属する事件は、これを管轄することができない。

第七條 土地管轄を異にする数個の関連事件が同一裁判所に係属する場合において、併せて審判することとを必要としないものがあるときは、その裁判所は、決定で管轄権を有する他の裁判所にこれを移送することができる。

第八條 数個の関連事件が各別に事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するときは、各裁判所は、檢察官又は被告人の請求により、決定でこれを一の裁判所に併合することができる。

高等裁判所の特別権限に属する事件が高等裁判所に係属し、これと関連する事件が下級の裁判所に係属するときは、高等裁判所は、決定で下級の裁判所の管轄に属する事件を併せて審判することができる。

第九條 数個の事件は、左の場合に関連するものとする。
一 一人が数罪を犯したとき。
二 数人が共に同一又は別個の罪を犯したとき。

第十條 同一事件が事物管轄を異にする数個の裁判所に係属するときは、上級の裁判所がこれを審判する。

第十一條 上級の裁判所は、檢察官又は被告人の請求により、決定で管轄権を有する下級の裁判所にその事件を審判させることができる。

第十二條 同一事件が事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するときは、最初に公訴を受けた裁判所が、これを審判する。

第十三條 各裁判所に共通する直近上級の裁判所は、檢察官又は被告人の請求により、決定で後に公訴を受けた裁判所にその事件を審判させることができる。

第十四條 裁判所は、事實発見のため必要があるときは、管轄区域外で職務を行うことができる。

第十五條 前項の規定は、受命裁判官にこれを準用する。

第十六條 訴訟手続は、管轄の理由によつては、その効力を失わない。

三 数人が通謀して各別に罪を犯したとき。

犯人蔵匿の罪、証憑湮滅の罪、偽証の罪、虚偽の鑑定通訳の罪及び贓物に関する罪とその本犯の罪とは、共に犯したものとみなす。

第十七條 同一事件が事物管轄を異にする数個の裁判所に係属するときは、上級の裁判所がこれを審判する。

第十八條 上級の裁判所は、檢察官又は被告人の請求により、決定で管轄権を有する下級の裁判所にその事件を審判させることができる。

第十九條 同一事件が事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するときは、最初に公訴を受けた裁判所が、これを審判する。

第二十條 各裁判所に共通する直近上級の裁判所は、檢察官又は被告人の請求により、決定で後に公訴を受けた裁判所にその事件を審判させることができる。

第二十一條 裁判所は、事實発見のため必要があるときは、管轄区域外で職務を行うことができる。

第二十二條 前項の規定は、受命裁判官にこれを準用する。

第二十三條 訴訟手続は、管轄の理由によつては、その効力を失わない。

第二十九條 前二條の規定により被

は、関係のある第一審判所に共通

めるところにより、その一人を主任弁護人とする。但し、地方裁判所においては、弁護士でない者を主任弁護人とするとはできない。 第三十四條 主任弁護人は、裁判所の規則の定めるところにより、弁護人に対する訴訟行為又は弁護人の訴訟行為について他の弁護人を代表する。但し、第二百九十三條第二項に規定する陳述については、この限りでない。 第三十五條 裁判所は、特別の事情があるときは、弁護人の数を各被告人について三人までに制限することができる。 被疑者の弁護人の数は、各被疑者について三人を超えることができない。	第三十八條 この法律の規定に基いて裁判所又は裁判長が附すべき弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。 前項の規定により選任された弁護人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。 第三十九條 身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護士を選任することができる者の依頼により弁護人となる。とする者（弁護士でない者にあつては、第三十一條第二項の許可があつた後に限る。）と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。 前項の接見又は授受については、法令（裁判所の規則を含む。以下同じ。）で、被告人又は被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は保護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができる。 検察官、検察事務官又は司法警察職員（司法警察官及び司法警察員をいう。以下同じ。）は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第一項の接見又は授受に關し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならない。 第四十條 弁護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に關する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、証拠物を謄写するについては、裁判長の許可を受けなければならない。	第三十六條 被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附しなければならない。但し、被告人以外の者が選任した弁護人がある場合は、この限りでない。 第三十七條 左の場合に被告人に弁護人がないときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる。 一 被告人が未成年者であるとき。 二 被告人が年滿七十年以上の者であるとき。 三 被告人が耳の聞えない者又は口のきけない者であるとき。 四 被告人が心神喪失者又は心神耗弱者である疑があるとき。 五 その他必要と認めるとき。	第四十一條 弁護人は、この法律に特別の定めのある場合に限り、独立して訴訟行為をすることができ 第四十二條 被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、何時でも補佐人となることができる。 補佐人となるには、審級ごとにその旨を届け出なければならない。 補佐人は、被告人の明示した意思に反しない限り、被告人がすることのできる訴訟行為をすることができ。但し、この法律に特別の定めのある場合は、この限りでない。 第五章 裁判 第四十三條 判決は、この法律に特別の定めのある場合を除いては、口頭弁論に基いてこれをしなければならない。 決定又は命令は、口頭弁論に基いてこれをすることを要しない。決定又は命令をするについては必要がある場合には、事実の取調をすることができ。 前項の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。 第四十四條 裁判には、理由を附しなければならない。 上訴を許さない決定又は命令には、理由を附することを要しない。但し、第四百二十八條第二項の規定により異議の申立をすることができない決定については、この限りでない。 第四十五條 判決以外の裁判は、判	事補が一人でこれを行うことができる。 第四十六條 被告人その他訴訟關係人は、自己の費用で、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求することができる。 第六章 書類及び送達 第四十七條 訴訟に關する書類は、公判の開廷前には、これを公にしなくてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。 第四十八條 公判期日における訴訟手続については、公判調書を作成しなければならない。 公判調書には、裁判所の規則の定めるところにより、公判期日における審判に關する重要な事項を記載しなければならない。 公判調書は、各公判期日後でできる限り速やかに、これを整理しなければならない。 第四十九條 被告人に弁護人がないときは、公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人も、これを閲覧することができる。被告人は、読むことができる。又、又は目の見えないときは、公判調書の朗読を求めることができる。 第五十條 公判調書が次の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次の公判期日において又はその期日まで、前回の公判期日における証人の供述の要旨を告げなければならない。	第五十一條 被告人及び弁護人の出頭なくして開廷した公判期日の公判調書が、次の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記は、次の公判期日において又はその期日までに、出頭した被告人又は弁護人に前回の公判期日における審判に關する重要な事項を告げなければならない。 第五十二條 公判期日における訴訟手続で公判調書に記載されたものは、公判調書のみによつてこれを証明することができる。 第五十三條 何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは檢察廳の事務に支障のあるときは、この限りでない。 弁論の公開を禁止した事件の訴訟記録又は一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録は、前項の規定にかかわらず、訴訟關係人又は閲覧につき正当な理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を受けた者でなければ、これを閲覧することができない。 日本國憲法第八十二條第二項但書に掲げる事件については、閲覧を禁止することはできない。 訴訟記録の閲覧については、別に法律で、手数料を定めることができる。	第五十八條 裁判所は、左の場合に、被告人の氏名及び住所、罪	は、被告人の氏名及び住所、罪	は、被告人の氏名及び住所、罪	は、被告人の氏名及び住所、罪	は、被告人の氏名及び住所、罪
---	--	--	---	---	--	--------------------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

できる。

第五十四條 書類の送達については、裁判所の規則に特別の定めがある場合を除いては、民事訴訟に関する法令の規定（公示送達に関する規定を除く。）を適用する。

第七章 期間

第五十五條 期間の計算については、時で計算するものは、即時からこれを起算し、日、月又は年で計算するものは、初日を算入しない。但し、時効期間の初日は、時間を論じないで一日としてこれを計算する。

月及び年は、暦に従つてこれを計算する。

期間の末日が日曜日、一月一日、二日四日、十二月二十九日三十日三十一日又は一般の休日として指定された日にあたる場合は、これを期間に算入しない。但し、時効期間については、この限りでない。

第五十六條 法定の期間は、裁判所の規則の定めるところにより、訴訟行為をすべき者の住居又は事務所の所在地と裁判所又は検察廳の所在地との距離及び交通通信の便否に従い、これを延長することができる。

前項の規定は、宣告した裁判に対する上訴の提起期間には、これを適用しない。

第八章 被告人の召喚、勾引及び拘留

第五十七條 裁判所は、裁判所の規則で定める相当の猶予期間を置いて、被告人を召喚することができる。

第五十八條 裁判所は、左の場合には、被告人を勾引することができる。

一 被告人が定まつた住居を有しないとき。

二 被告人が、正当な理由がなく、召喚に應じないとき、又は應じない虞があるとき。

第五十九條 勾引した被告人は、裁判所に引致した時から二十四時間以内これを釈放しなければならぬ。但し、その時間内に勾留状が発せられたときは、この限りでない。

第六十條 裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、これを勾留することができる。但し、五百円以下の罰金、勾留又は科料にあたる事件については、被告人が定まつた住居を有しない場合に限る。

第六十一條 被告人の勾留は、被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴いた後でなければ、これを行うことができない。但し、被告人が逃亡した場合は、この限りでない。

第六十二條 被告人の召喚、勾引又は勾留状を発してこれをしなければならぬ。

第六十三條 召喚状には、被告人の氏名及び住居、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは勾引状を発することがある旨その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならぬ。

第六十四條 勾引状又は勾留状に

は、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき監獄、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

被告人の氏名が明かでないときは、人相、体格その他被告人を特定するに足りる事項で被告人を指示することができる。

被告人の住居が明らかでないときは、これを記載することを要しない。

第六十五條 召喚状は、これを送達する。

被告人から期日に出頭する旨を記載した書面を差し出し、又は出頭した被告人に対し口頭で次回の出頭を命じたときは、召喚状を送達した場合と同一の効力を有する。口頭で出頭を命じた場合には、その旨を調書に記載しなければならない。

裁判所に近接する監獄にいる被告人に対しては、監獄官吏に通知してこれを召喚することができ

る。この場合には、被告人が監獄官吏から通知を受けた時に召喚状の送達があつたものとみなす。

第六十六條 裁判所は、被告人の現在地の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に被告人の勾引を囑託することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判

所の裁判官に轉嘱することができる。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に囑託を移送することができる。

囑託又は移送を受けた裁判官は、勾引状を発しなければならぬ。

第六十四條の規定は、前項の勾引状についてこれを適用する。この場合においては、勾引状に囑託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第六十七條 前條の場合には、囑託によつて勾引状を発した裁判官は、被告人を引致した時から二十四時間以内その人達でないかどうかを取り調べなければならない。

被告人が人達でないときは、速やかに且つ直接これを指定された裁判所に送致しなければならない。この場合には、囑託によつて留引状を発した裁判官は、被告人が指定された裁判所に到着すべき期間を定めなければならない。

前項の場合には、第五十九條の期間は、被告人が指定された裁判所に到着した時からこれを起算する。

第六十八條 裁判所は、必要があるときは、指定の場所に被告人の出頭又は同行を命ずることができる。

被告人が正当な理由がなくこれに應じないときは、その場所に勾引することができる。この場合に

は、第五十九條の期間は、被告人をその場所に引致した時からこれを起算する。

第六十九條 裁判長は、急遽を要する場合に、第五十七條乃至第六十二條、第六十五條、第六十六條及び前條に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第七十條 勾引状又は勾留状は、檢察官の指揮によつて、檢察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。但し、急遽を要する場合に、裁判長、受命裁判官又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官は、その執行を指揮することができる。

監獄にいる被告人に対して発せられた勾留状は、檢察官の指揮によつて、監獄官吏がこれを執行する。

第七十一條 檢察事務官又は司法警察職員は、必要があるときは、管轄区域外で、勾引状を執行し、又はその地の檢察事務官若しくは司法警察員にその執行を求めることができる。

第七十二條 被告人の現在地が判らないときは、裁判長は、檢察長にその捜査及び勾引状の執行を囑託することができる。

囑託を受けた檢察長は、その管内の檢察官に捜査及び勾引状の執行の手續をさせなければならない。

第七十三條 勾引状を執行するには、これを被告人に示した上で、できる限り速やかに且つ直接、指定された裁判所その他の場所に引致

しなければならぬ。第六十六條第四項の勾引状については、これを発した裁判官に引致しなければならぬ。

勾留状を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに且つ直接、指定された監獄に引致しなければならぬ。

勾引状又は勾留状を所持しない場合においても、急速を要するときは、前二項の規定にかかわらず被告人に対し公訴事実の要旨及び令状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができ、但し、令状は、できる限り速やかにこれを示さなければならぬ。

第七十四條 勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人を護送する場合において必要があるときは、仮に最寄の監獄にこれを留置することができる。

第七十五條 勾引状の執行を受けた被告人を引致した場合において必要があるときは、これを監獄に留置することができる。

第七十六條 被告人を勾引したときは、直ちに被告人に対し、公訴事実の要旨及び弁護人を選任することができ旨並びに貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならぬ。但し、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

前項の告知は、合議体の構成員又は裁判所書記にこれをさせることができる。

第六十六條第四項の規定により勾引状を発した場合に、第一項の告知は、その勾引状を発した裁判官がこれをしなければならぬ。但し、裁判所書記にその告知をさせることができる。

第七十七條 逮捕又は勾引に引き続く勾留する場合を除いて被告人を勾留するには、被告人に対し、弁護人を選任することができ旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができ旨を告げなければならぬ。但し、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

第六十一條但書の場合には、被告人を勾留した後直ちに、前項に規定する事項の外、公訴事実の要旨を告げなければならぬ。但し、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

前條第二項の規定は、前二項の告知についてこれを準用する。

第七十八條 勾引又は勾留された被告人は、裁判所又は監獄の長若しくはその代理者に弁護士又は弁護士を指定して弁護人の選任を申し出ることができる。但し、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

前項の申出を受けた裁判所又は監獄の長若しくはその代理者は、直ちに被告人の指定した弁護士又は弁護士会にその旨を通知しなければならぬ。被告人が二人以上の弁護士又は二以上の弁護士会を指定して前項の申出をしたときは、そのうちの一人の弁護士又は一の弁護士会にこれを通知すれば足りる。

第七十九條 被告人を勾留したときは、直ちに弁護人にその旨を通知しなければならぬ。被告人に弁護人がないときは、被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被告人の指定する者一人にその旨を通知しなければならぬ。

第八十條 勾留されている被告人は、第三十九條第一項に規定する者以外の者と、法令の範囲内で、接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができ、勾引状により監獄に留置されている被告人も、同様である。

第八十一條 裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由があるときは、檢察官の請求により又は職権で、勾留されている被告人と第三十九條第一項に規定する者以外の者との接見を禁止し、又はこれと授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁止し、若しくはこれを差し押さえることができる。但し、糧食の授受を禁止し、又はこれを差し押さえることはできない。

第八十二條 勾留されている被告人は、裁判所に勾留の理由の開示を請求することができる。

勾留されている被告人の弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹その他利害関係人も、前項の請求をすることができる。

前二項の請求は、保釈、勾留の執行停止若しくは勾留の取消があつたとき、又は勾留状の効力が消滅したときは、その効力を失う。

第八十三條 開示の手続は、公開の法廷でこれをしなければならぬ。

法廷は、裁判官及び裁判所書記が列席してこれを開く。

被告人及びその弁護人が出頭しないときは、開廷することはできない。但し、被告人の出頭については、被告人が病氣その他やむを得ない事由によつて出頭することができず且つ被告人に異議がないとき、弁護人の出頭については、被告人に異議がないときは、この限りでない。

第八十四條 法廷においては、裁判長は、勾留の理由を告げなければならぬ。

被告人及び弁護人並びにこれらの者以外の請求者は、意見を述べることができ、檢察官も、同様である。

第八十五條 開示の手続は、合議体の構成員に、これをさせることができる。

第八十六條 同一の勾留について第八十二條の請求が二以上ある場合には、開示の手続は、最初の請求についてこれを行う。その他の請求は、開示の手続が終了した後、決定でこれを却下しなければならぬ。

第八十七條 勾留の理由又は勾留の必要がなくなつたときは、裁判所は、檢察官、勾留されている被告人若しくはその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消さなければならぬ。

第八十二條第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第八十八條 勾留されている被告人又はその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、保釈の請求をすることができる。

第八十二條第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第八十九條 保釈の請求があつたときは、左の場合を除いては、これを許さなければならぬ。

一 被告人が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したものであるとき。

二 被告人が前に死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮にあたる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。

三 被告人が常習として長期三年以上の懲役又は禁錮にあたる罪を犯したものであるとき。

四 被告人が罪証を隠滅する虞があるとき。

五 被告人の氏名及び住居が判らないとき。

第九十條 裁判所は、適當と認めるときは、職権で保釈を許すことができる。

第九十一條 勾留による拘禁が不当に長くなつたときは、裁判所は、第八十八條に規定する者の請求により、又は職権で、決定を以て勾留

とができる。

指定して前項の申出をしたとき

前二項の請求は、保釈、勾留の

人、保佐人、配偶者、直系の親族

り、又は職権で、決定を以て勾留

を取り消し、又は保釈を許さなければならぬ。

第八十二條第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第九十二條 裁判所は、保釈を許す決定又は保釈の請求を却下する決定をするには、檢察官の意見を聴かなければならぬ。

第九十三條 保釈を許す場合には、保証金額を定めなければならない。

保証金額は、犯罪の性質及び情状、証拠の証明力並びに被告人の性格及び資産を考慮して、被告人の出頭を保証するに足りる相当な金額でなければならない。

保釈を許す場合には、被告人の住居を制限しその他適當と認める條件を附することが出来る。

第九十四條 保釈を許す決定は、保証金の納付があつた後でなければ、これを執行することができない。

裁判所は、保釈請求者でない者に保証金を納めることを許すことができる。

裁判所は、有價証券又は裁判所の適當と認める被告人以外の者の差し出した保証書を以て保証金に代えることを許すことができる。

第九十五條 裁判所は、適當と認めるときは、決定で、勾留されてゐる被告人を親族、保護團體その他の者に委託し、又は被告人の住居を制限して、勾留の執行を停止することが出来る。

第九十六條 被告人が逃亡したとき、逃亡し若しくは罪証を隠滅す

ると疑ふに足りる相當な理由があるとき、召喚を受け正當な理由がなく出頭しないとき、又は住居の制限その他裁判所の定めた條件に違反したときは、裁判所は、決定で保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。

保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で保証金の全部又は一部を没取することができる。

保釈された者が、刑の言渡を受けその判決が確定した後、執行のため呼出を受け正當な理由がなく出頭しないとき、又は逃亡したときは、檢察官の請求により、決定で保証金の全部又は一部を没取しなければならない。

第九十七條 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起がないものについて、勾留を取り消し、又は保釈若しくは勾留の執行停止をし、若しくはこれを取り消すべき場合には、原裁判所が、その決定をしなければならない。

上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて前項の決定をすべき裁判所は、裁判所の規則の定めるところによる。

前二項の規定は、勾留の理由の開示をすべき場合にこれを準用する。

第九十八條 保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定があつたとき、又は勾留の執行停止の期間が満了したときは、檢察事務官、司法警察職員又は監獄官吏は、檢察官の指揮により、勾留の執行停止及び保釈若しくは勾留の執行停止を

取り消す決定の謄本又は期間を指定した勾留の執行停止の決定の謄本を被告人に示してこれを收監しなければならない。

第九章 押収及び搜索

第九十九條 裁判所は、必要があるときは、証拠物又は没収すべき物と認めるものを差し押さへることが出来る。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。

裁判所は、差し押さへるべき物を指定し、所有者、所持者又は保管者にその物の提出を命ずることが出来る。

第一百條 裁判所は、被告人から発し、又は被告人に対して発した郵便物又は電信に関する書類で通信事務を取り扱う官署その他の者が保管し、又は所持するものを差し押さへ、又は提出させることができる。

前項の規定に該当しない郵便物又は電信に関する書類で通信事務を取り扱う官署その他の者が保管し、又は所持するものは、被告事件に關係があると認めるに足りる状況のあるものに限り、これを差し押さへ、又は提出させることができる。

前二項の規定による処分をしたときは、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。但し、通知によつて審理が妨げられる虞がある場合は、この限りでない。

第一百一條 被告人その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第一百二條 裁判所は、必要があるときは、被告人の身体、物又は住居その他の場所に就き、搜索することが出来る。

被告人以外の者の身体、物又は住居その他の場所については、押収すべき物の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、搜索をすることが出来る。

第一百三條 公務員又は公務員であつた者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に關するものであることを申し立てたときは、当該監督官廳の承諾がなければ、押収することはできない。但し、当該監督官廳は、國の重大な利益を害する場合は、これを承諾を拒むことができる。

第一百四條 左に掲げる者が前條の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、押収をすることはできない。

一 衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者
二 内閣總理大臣その他の國務大臣又はその職に在つた者

前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができる。

第一百五條 医師、齒科医師、助産婦、看護婦、弁護士、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため、保管し、又は所持する物で他人の秘密に關するものについては、押収を拒むことができる。

但し、本人が承諾した場合、押収の拒絶が被告人のためのみにする權利の濫用と認められる場合その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

第一百六條 公判廷外における差押又は搜索は、差押状又は搜索状を發してこれをしなければならぬ。

第一百七條 差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さへるべき物又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに發付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

第六十四條第二項の規定は、前項の差押状又は搜索状についてこれを準用する。

第一百八條 差押状又は搜索状は、檢察官の指揮によつて、檢察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。但し、裁判所が被告人の保護のため必要があると認めるときは、裁判長は、裁判所書記又は司法警察職員にその執行を命ずることができる。

裁判所は、差押状又は搜索状の執行に關し、その執行をする者に対し書面で適當と認める指示をすることが出来る。

前項の指示は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

第七十一條の規定は、差押状又は搜索状の執行についてこれを準用する。

第一百九條 檢察事務官又は裁判所書記

記は、差押状又は搜索状の執行について必要があるときは、司法警察職員に補助を求めることができる。

第一百十條 差押状又は搜索状は、処分を受ける者に、これを示さなければならぬ。

第一百十一條 差押状又は搜索状の執行については、錠をはずし、封を開き、その他必要を処分をすることができ、公判廷で差押状又は搜索状をする場合も、同様である。

前項の処分は、押収物について、これをすることができ、

第一百十二條 差押状又は搜索状の執行中は、何人に対しても、許可を得ないでその場所に入出入することを禁止することができ、

前項の禁止に従わない者は、これを退去させ、又は執行が終るまでこれに看守者を附することができ、

第一百十三條 檢察官、被告人又は弁護人は、差押状又は搜索状の執行に立ち会ふことができる。但し、拘禁されている被告人は、この限りでない。

差押状又は搜索状の執行をする者は、あらかじめ、執行の日時及び場所を前項の規定により立ち会ふことができる者に通知しなければならぬ。但し、これらの者があらかじめ裁判所に立ち会わない意思を明示した場合及び急遽を要する場合は、この限りでない。

裁判所は、差押状又は搜索状の執行について必要があるときは、被告人をこれに立ち会わせることができる。

第一百十四條 公務所内で差押状又は搜索状の執行をするときは、その長又はこれに代るべき者に通知してその処分に立ち会わせなければならぬ。

前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で差押状又は搜索状の執行をするときは、住居若しくは看守者又はこれらの者に代るべき者をこれに立ち会わせなければならぬ。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならぬ。

第一百十五條 女子の身体について搜索状の執行をする場合には、成年の女子をこれに立ち会わせなければならぬ。但し、急遽を要する場合は、この限りでない。

第一百十六條 日出前、日没後には、令状に夜間でも執行することができ、旨の記載がなければ、差押状又は搜索状の執行のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。

日没前に差押状又は搜索状の執行に着手したときは、日没後でも、その処分を継続することができる。

第一百十七條 左の場所差押状又は搜索状の執行をするについては、前條第一項に規定する制限によることを要しない。

一 賭博、富くじ又は風俗を害する行為に常用されるものと認められる場所

二 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が入居することができ場所。但し、公開した時間内に限る。

第一百十八條 差押状又は搜索状の執行を中止する場合において必要があるときは、執行が終るまでの場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

第一百十九條 搜索をした場合において証拠物又は没収すべきものがないときは、搜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならぬ。

第一百二十條 押収をした場合には、その目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代るべき者に、これを交付しなければならぬ。

第一百二十一條 運搬又は保管に不便な押収物については、看守者を置き、又は所持者その他の者に、その承諾を得て、これを保管させることができる。

危険を生ずる虞がある押収物は、これを廃棄することができ、

前二項の処分は、裁判所が特別の指示をした場合を除いては、差押状の執行をした者も、これをすることができ、

第一百二十二條 没収することができ没収物で滅失若しくは破損の虞があるもの又は保管に不便なものについては、これを賣却してその代價を保管することができ、

第一百二十三條 押収物で留置の必要がないものは、被告事件の終結を待たないで、決定でこれを還付し

なければならぬ。

押収物は、所有者、所持者、保管者又は差出人の請求により、決定で仮にこれを還付することができ、

前二項の決定をするについては、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならぬ。

第一百二十四條 押収した贓物で留置の必要がないものは、被害者に還付すべき理由が明らかとなるときに限り、被告事件の終結を待たないで、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、決定でこれを被害者に還付しなければならぬ。

前項の規定、民事訴訟の手續に従い、利害關係人がその權利を主張することを妨げない。

第一百二十五條 押収又は搜索は、合議体の構成員にこれをさせ、又はこれをすべき地の地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができ、

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に轉囑することができ、

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に囑託を移送することができ、

受命裁判官又は受託裁判官がする押収又は搜索については、裁判所がする押収又は搜索に関する規定を準用する。但し、第百條第三項の通知は、裁判所がこれをしなければならぬ。

第一百二十六條 檢察事務官又は司法警察職員は、勾引状又は勾留状を執行する場合において必要があるときは、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、被告人の搜索をすることができ、この場合には、搜索状は、これを必要としなぬ。

第一百二十七條 第百十一條、第百十二條、第百十四條及び第百十八條の規定は、前條の規定により檢察事務官又は司法警察職員がする搜索についてこれを準用する。但し、急遽を要する場合は、第百十四條第二項の規定によることを要しない。

第十章 檢証

第一百二十八條 裁判所は、事實発見のため必要があるときは、檢証をすることができ、

第一百二十九條 檢証については、身体の検査、死体の解剖、噴嚏の発掘、物の破壊その他必要な処分をすることができ、

第一百三十條 日出前、日没後には、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代るべき者の承諾がなければ、檢証のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。但し、日出後では檢証の目的を達することができない虞がある場合は、この限りでない。

日没前檢証に着手したときは、日没後でもその処分を継続することができ、

第百十七條に規定する場所については、第一項に規定する制限によることを要しない。

第百三十一條 身体の検査につ

ができる。

られる場所

待たないで、決定でこれを還付し

第二百二十六條 檢察事務官又は司法

第二百三十一條 身体の検査につ

いては、これを受ける者の性別、健康状態その他の事情を考慮した上、特にその方法に注意し、その者の名譽を害しないように注意しなければならない。

女子の身体を検査する場合に、医師又は成年の女子をこれに立ち会わせなければならない。

第二百三十二條 裁判所は、身体を検査のため、被告人以外の者を裁判所又は指定の場所に召喚することができる。

第二百三十三條 前條の規定により召喚を受けた者が正当な理由がなく出頭しないときは、決定で、五千円以下の過料に処し、且つ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二百三十四條 第二百三十二條の規定により召喚を受けた正当な理由がなく出頭しない者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

第二百三十五條 第二百三十二條の規定による召喚に應じない者は、更にこれを召喚し、又はこれを勾引することができる。

第二百三十七條 被告人又は被告人以外の者が正当な理由がなく身体を検査を拒んだときは、決定で、五千円以下の過料に処し、且つ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二百三十八條 正当な理由がなく身体を検査を拒んだ者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

第二百三十九條 裁判所は、身体を検査を拒む者を過料に処し、又はこれに刑を科しても、その効果がなないと認めるときは、そのまま、身体を検査を行うことができる。

第二百四十條 裁判所は、第二百三十七條の規定により過料を科し、又は前條の規定により身体を検査するにあつては、あらかじめ、檢察官の意見を聴き、且つ、身体を検査を受ける者の異議の理由を知るため適当な努力をしなければならぬ。

第二百四十一條 検証をするに必要があるときは、司法警察職員に補助をさせることができる。第二百四十二條 第二百三十二條乃至第二百三十五條の規定は、検証についてこれを準用する。

第十一章 証人尋問
第二百四十三條 裁判所は、この法律に特別の定めのある場合を除いては、何人でも証人としてこれを尋

問することができる。

第二百四十四條 公務員又は公務員であつた者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官廳の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。但し、当該監督官廳は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができる。

第二百四十五條 左に掲げる者が前條の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、証人としてこれを尋問することはできない。

一 衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者。
二 内閣総理大臣その他の國務大臣又はその職に在つた者。

前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができる。

第二百四十六條 何人も、自己が刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

第二百四十七條 何人も、左に掲げる者が刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

一 自己の配偶者、三親等内の血族若しくは二親等内の姻族又は自己とこれらの親族關係があつた者。
二 自己の後見人、後見監督人又は保佐人。

三 自己の後見人、後見監督人又は保佐人とする者。

第二百四十八條 共犯又は共同被告人の一人又は数人に対し前條の關係がある者でも、他の共犯又は共同被告人のみに関する事項については、証言を拒むことはできない。

第二百四十九條 医師、齒科医師、助産婦、看護婦、弁護士、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、証言を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のためのみとする權利の濫用と認められる場合その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

第二百五十條 召喚を受けた証人が正当な理由がなく出頭しないときは、決定で、五千円以下の過料に処し、且つ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二百五十一條 証人として召喚を受け、正当な理由がなく出頭しない者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

第二百五十二條 召喚に應じない証人に対しては、更にこれを召喚し、又はこれを勾引することができる。

三條及び第六十五條の規定は、証人の召喚について、第六十二條、第六十四條、第六十六條、第六十七條、第七十條、第七十一條及び第七十三條第一項の規定は、証人の勾引についてこれを準用する。

第二百五十四條 証人には、この法律に特別の定めのある場合を除いて、宣誓をさせなければならない。

第二百五十五條 宣誓の趣旨を理解することができない者は、宣誓をさせないで、これを尋問しなければならない。

前項に掲げる者が宣誓をしたときでも、その供述は、証言としての効力を妨げられない。

第二百五十六條 証人には、その実験した事実により推測した事項を供述させることができる。

前項の供述は、鑑定に属するものでも、証言としての効力を妨げられない。

第二百五十七條 檢察官、被告人又は弁護人は、証人の尋問に立ち会ふことができる。

証人尋問の日時及び場所は、あらかじめ、前項の規定により尋問に立ち会ふことができる者にこれを通知しなければならない。但し、これらの者があらかじめ裁判所に立ち会われない意思を明示したときは、この限りでない。

第一項に規定する者は、証人の尋問に立ち会つたときは、裁判長に告げて、その証人を尋問することができる。

第二百五十八條 裁判所は、証人の重要性、年齢、職業、健康状態その他の事情と事案の輕重とを考慮し

た上、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、必要と認めるときは、裁判所外にこれを召喚し、又はその現在場所までこれを尋問することができる。

前項の場合には、裁判所は、あらかじめ、檢察官、被告人及び弁護人に、尋問事項を知る機会を與えなければならぬ。

檢察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問事項に附助して、必要な事項の尋問を請求することができる。

第一百五十九條 裁判所は、檢察官、被告人又は弁護人が前條の証人尋問に立ち会わなかつたときは、立ち会わなかつた者に、証人の供述の内容を知る機会を與えなければならぬ。

前項の証人の供述が被告人に予期しなかつた著しい不利益なものである場合には、被告人又は弁護人は、更に必要な事項の尋問を請求することができる。

裁判所は、前項の請求を理由がないものと認めるときは、これを却下することができる。

第六十條 証人が正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだときは、決定で、五千元以下の過料に処し、且つ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ずることができ

る。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第六十一條 正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、五千元以下の罰金又は拘留に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀

により、罰金及び拘留を併科することができる。

第六十二條 裁判所は、必要があるときは、決定で指定の場所に証人の同行を命ずることができる。

証人が正当な理由がなく同行に應じないときは、これを勾引することができ

る。

第六十三條 裁判所外で証人を尋問すべきときは、合議体の構成員にこれをさせ、又は証人の現在地の地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができ

る。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に轉囑することができ

る。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に轉囑を移送することができ

る。

受命裁判官又は受託裁判官は、証人の尋問に關し、裁判所又は裁判長に屬する処分をすることができ

る。但し、第六十條及び第六十條の決定は、裁判所もこれをすることができ

る。

第六十四條 証人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。但し、正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、この限りでない。

第十二章 鑑定

第六十五條 裁判所は、学識経験のある者に鑑定を命ずることができる。

第六十六條 鑑定人には、宣誓をさせなければならない。

第六十七條 被告人の心神又は身体に關する鑑定をさせるについては、必要があるときは、裁判所は、期間を定め、病院その他の相当な場所に被告人を留置することができ

る。

前項の留置は、留置状を發してこれをしなければならぬ。

勾留に關する規定は、この法律に特別の定めのある場合を除いては、第一項の留置についてこれを準用する。但し、保釈に關する規定は、この限りでない。

第六十八條 鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判所の許可を受けて、一人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、身体を検査し、死体を解剖し、墳墓を発掘し、又は物を破壊することができ

る。

裁判所は、前項の許可をするには、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記載した許可状を發して、これをしなければならぬ。

裁判所は、身体を検査に關し、適當と認める條件を附することができ

る。

鑑定人は、第一項の処分を受ける者に許可状を示さなければなら

ない。

前三項の規定は、鑑定人が公判廷で第一項の処分について、これを適用しない。

第三十一條、第三十七條、第三十八條及び第四十條の規定は、鑑定人の第一項の規定によつてする身体を検査についてこれを準用する。

第六十九條 裁判所は、合議体の構成員に鑑定について必要な処分をさせることができる。但し、第六十七條第一項に規定する処分の規定は、この限りでない。

第七十條 檢察官及び弁護人は、鑑定に立ち会ふことができる。この場合には、第六十七條第二項の規定を準用する。

第七十一條 前章の規定は、勾引に關する規定を除いて、鑑定についてこれを準用する。

第七十二條 身体を検査を受ける者が、鑑定人の第六十八條第一項の規定によつてする身体を検査を拒んだ場合には、鑑定人は、裁判官にその者の身体を検査を請求することができ

る。

前項の請求を受けた裁判官は、第十章の規定に準じ身体を検査をすることができ

る。

第七十三條 鑑定人は、旅費、日当及び宿泊料の外、鑑定料及び立替金の弁償を請求することができ

る。

第七十四條 特別の知識によつて知り得た過去の事實に關する尋問については、この章の規定によらないで、前章の規定を適用する。

第十三章 通訳及び讀取

第七十五條 國語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。

第七十六條 耳の聞えない者又は口のきけない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせることができる。

第七十七條 國語でない文字又は符号は、これを讀取させることができる。

第七十八條 前章の規定は、通訳及び讀取についてこれを準用する。

第十四章 証拠保全

第七十九條 被告人、被疑者又は弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第一回の公判期日前に限り、裁判官に押收、搜索、検証、証人の尋問又は鑑定を請求することができ

る。

前項の請求を受けた裁判官は、その処分に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第八十條 檢察官及び弁護人は、裁判所において、前條第一項の処分に關する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができ

る。但し、弁護人が証拠物の謄写をするについては、裁判官の許可を受けなければならない。

被告人又は被疑者は、裁判官の許可を受け、裁判所において、前項の書類及び証拠物を閲覧することができ

る。但し、被告人又は被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

第十五章 訴訟費用

第八十一條 刑の言渡をしたとき

は、被告人に訴訟費用の全部又は一部を負担せなければならぬ。

被告人の責に帰すべき事由によつて生じた費用は、刑の言渡をしな

ない場合にも、被告人にこれを負担

させることができる。

檢察官のみが上訴を申し立てた場合において、上訴が棄却されたとき、又は上訴の取下があつたときは、上訴に関する訴訟費用は、これを被告人に負担させることができ

ない。

第八十二條 共犯の訴訟費用は、共犯人に、連帯して、これを負担

させることができる。

第八十三條 告訴、告発又は請求により公訴の提起があつた事件に

ついて被告人が無罪又は免訴の裁判を受けた場合において、告訴人、告発人又は請求人に故意又は重大な過失があつたときは、その者に訴訟費用を負担させることが

できる。

第八十四條 檢察官以外の者が上訴又は再審の請求を取り下げた場合

には、その者に上訴又は再審に關する費用を負担させることがで

きる。

第八十五條 裁判によつて訴訟手続が終了する場合において、被告

人に訴訟費用を負担させるときは、職権でその裁判をしなければ

ならない。この裁判に対しては、本案の裁判について上訴があつた

ときに限り、不服を申し立てること

ができる。

第八十六條 裁判によつて訴訟手

続が終了する場合において、被告

人以外の者に訴訟費用を負担させるときは、職権で別にその決定を

しなければならない。この決定に

対しては、即時抗告をすることが

できる。

第八十七條 裁判によらないで訴訟手続が終了する場合において、

訴訟費用を負担させるときは、最終に事件の係属した裁判所が、職権でその決定をしなければならぬ。

この決定に対しては、即時抗告をすることが

できる。

第八十八條 訴訟費用の負担を命

ずる裁判にその額を表示しないときは、執行の指揮をすべき檢察官

が、これを算定する。

第二編 第一章 捜査

第八十九條 警察官及び警察吏員

は、それぞれ、他の法律又は國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會若しくは特別区公安委員會の定めるところに

より、司法警察職員として職務を行う。

司法警察職員は、犯罪があると

思料するときは、犯人及び証拠を

捜査するものとする。

第九十條 森林、鉄道その他特別

の事項について司法警察職員として、職務を行うべき者及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定める。

第九十一條 檢察官は、必要と認

めるときは、自ら犯罪を捜査することが

できる。

檢察事務官は、檢察官の指揮を

受け、捜査をしなければならない。

第九十二條 檢察官と都道府縣公安委員會、市町村公安委員會、特別区公安委員會及び司法警察職員とは、捜査に關し、互に協力しなければならぬ。

第九十三條 檢察官は、その管轄

区域により、司法警察職員に對し、その捜査に關し、必要な一般的指示をすることができ、この場合における一般的指示は、公訴

を實行するため必要な犯罪捜査の重要な事項に關する準則を定めるものに限られる。

檢察官は、その管轄区域により、司法警察職員に對し、捜査の協力を求めるため必要な一般的指揮をすることができ、この場合における一般的指揮は、公訴を實行するため必要な犯罪捜査の重要な事項に關する準則を定めるものに限られる。

第九十四條 檢察官は、自ら犯罪を捜査する場合において必要があるときは、司法警察職員を指揮して捜査の補助をさせることができる。

前三項の場合において、司法警察職員は、檢察官の指示又は指揮に従わなければならない。

第九十五條 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員が正當な理由がなく檢察官の指示又は指揮に従わない場合において必要と認めるときは、警察官又は警察吏員たる司法警察職員については、國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會に、警察官又は警察吏員たる者以外の司法警察職員については、その者を懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會、特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會、特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會、特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

れ懲戒又は罷免の訴追をすることが

できる。

國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會又は特別区公安委員會又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員は、警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員に對し、懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞ

又は出頭後、何時でも退去することが

できる。

前項の取調に際しては、被疑者に對し、あらかじめ、供述を拒むことが

できる旨を告げなければならない。

被疑者の供述は、これを調書に録取することが

できる。

前項の調書は、これを被疑者に閱覽させ、又は読み聞かせて、誤

がないかどうかを問ひ、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができ

る。但し、これを拒絶した場合

は、この限りでない。

第九十九條 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑ひに足りる相當な理由があるときは、裁判官の

あらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することが

できる。但し、これを逮捕するに際しては、被疑者が定まつた住所を有しない場合又は正當な理由がなく前條の規定による出頭の求めに應じない場合に關

する。

前項の逮捕状は、檢察官又は司法警察官の請求により、これを発

する。

檢察官又は司法警察官は、第一項の逮捕状を請求する場合におい

て、同一の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その

請求をすることが

できない。

第九十條 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑ひに足りる相當な理由があるときは、裁判官の

あらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することが

できる。但し、これを逮捕するに際しては、被疑者が定まつた住所を有しない場合又は正當な理由がなく前條の規定による出頭の求めに應じない場合に關

する。

前項の逮捕状は、檢察官又は司法警察官の請求により、これを発

する。

檢察官又は司法警察官は、第一項の逮捕状を請求する場合におい

て、同一の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その

請求をすることが

できない。

第九十一條 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑ひに足りる相當な理由があるときは、裁判官の

あらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することが

できる。但し、これを逮捕するに際しては、被疑者が定まつた住所を有しない場合又は正當な理由がなく前條の規定による出頭の求めに應じない場合に關

する。

前項の逮捕状は、檢察官又は司法警察官の請求により、これを発

する。

檢察官又は司法警察官は、第一項の逮捕状を請求する場合におい

て、同一の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その

旨を裁判所に通知しなければなら
ない。

第二百條 逮捕状には、被疑者の氏
名及び住居、罪名、被疑事実の要
旨、引致すべき官公署その他の場
所、有効期間及びその期間経過後
は逮捕をすることができず令状は
これを返還しなければならない旨
並びに発付の年月日その他裁判所
の規則で定める事項を記載し、裁
判官が、これに記名押印しなけれ
ばならない。

第六十四條第二項及び第三項の
規定は、逮捕状についてこれを準
用する。

第二百一條 逮捕状により被疑者を
逮捕するには、逮捕状を被疑者に
示さなければならぬ。

第七十三條第三項の規定は、逮
捕状により被疑者を逮捕する場合
にこれを準用する。

第二百二條 檢察事務官又は司法巡
査が逮捕状により被疑者を逮捕し
たときは、直ちに、檢察事務官は
これを檢察官に、司法巡査はこれ
を司法警察員に引致しなければな
らない。

第二百三條 司法警察員は、逮捕状
により被疑者を逮捕したとき、又
は逮捕状により逮捕された被疑者
を受け取つたときは、直ちに犯罪
事実の要旨及び弁護人を選任する
ことができる旨を告げた上、弁解
の機会を與え、留置の必要がない
と思料するときは直ちにこれを釈
放し、留置の必要があると思料す
るときは被疑者が身体を拘束され
た時から四十八時間以内に書類及
び証拠物とともにこれを檢察官に

送致する手続をしなければなら
ない。

前項の場合において、被疑者に
弁護人の有無を尋ね、弁護人があ
るときは、弁護人を選任すること
ができる旨は、これを告げること
を要しない。

第一項の時間の制限内に送致の
手続をしないときは、直ちに被疑
者を釈放しなければならぬ。

第二百四條 檢察官は、逮捕状によ
り被疑者を逮捕したとき、又は逮
捕状により逮捕された被疑者（前
條の規定により送致された被疑者
を除く）を受け取つたときは、直
ちに犯罪事実の要旨及び弁護人
を選任することができる旨を告げた
上、弁解の機会を與え、留置の必
要がないと思料するときは直ちに
これを釈放し、留置の必要がある
と思料するときは被疑者が身体を
拘束された時から四十八時間以内
に裁判官に被疑者勾留の請求し
なければならぬ。但し、その時
間の制限内に公訴を提起したとき
は、勾留の請求をすることを要し
ない。

前項の時間の制限内に勾留の請
求又は公訴の提起をしないときは
は、直ちに被疑者を釈放しなければ
ならない。

前條第二項の規定は、第一項の
場合にこれを準用する。

第二百五條 檢察官は、第二百三條
の規定により送致された被疑者を
受け取つたときは、弁護の機会を
與え、留置の必要がないと思料す
るときは直ちにこれを釈放し、留
置の必要があると思料するときは

被疑者を受け取つた時から二十四
時間以内に裁判官に被疑者の勾留
を請求しなければならぬ。

前項の時間の制限は、被疑者が
身体を拘束された時から七十二時
間を超えることができない。

前二項の時間の制限内に公訴を
提起したときは、勾留の請求をす
ることを要しない。

第一項及び第二項の時間の制限
内に勾留の請求又は公訴の提起を
しないときは、直ちに被疑者を釈
放しなければならぬ。

第二百六條 檢察官又は司法警察員
がやむを得ない事情によつて前三
條の時間の制限に従うことができ
なかつたときは、檢察官は、裁判
官にその事由を疎明して、被疑者
の勾留を請求することができる。

前項の請求を受けた裁判官は、
その遅延がやむを得ない事由に基
く正当なものであると認める場合
でなければ、勾留状を発することが
できない。

第二百七條 前三條の規定による勾
留の請求を受けた裁判官は、その
処分に関し裁判所又は裁判長と同
一の権限を有する。但し、保釈に
ついては、この限りでない。裁判
官は、前項の勾留の請求を受けた
ときは、速やかに勾留状を発しな
ければならない。但し、勾留の理
由がないと認めるとき、及び前條
第二項の規定により勾留状を発す
ることができないときは、勾留状
を発しない。直ちに被疑者の釈
放を命じなければならぬ。

第二百八條 前條の規定により被疑
者を勾留した事件につき、勾留の

調求をした日から十日以内に公訴
を提起しないときは、檢察官は、
直ちに被疑者を釈放しなければな
らない。

裁判官は、やむを得ない事由が
あると認めるときは、檢察官の請
求により、前項の期間を延長する
ことができる。この期間の延長
は、通じて十日を超えることがで
きない。

第二百九條 第七十四條、第七十五
條及び第七十八條の規定は、逮捕
状による逮捕についてこれを準用
する。

第二百十條 檢察官、檢察事務官又
は司法警察員は、死刑又は無期
若しくは長期三年以上の懲役若し
くは禁錮にあたる罪を犯したこと
を疑うに足る充分な理由がある
場合で、急速を要し、裁判官の逮
捕状を求めることができないとき
は、その理由を告げて被疑者を逮
捕することができる。この場合に
は、直ちに裁判官の逮捕状を求め
る手続をしなければならない。逮
捕状が発せられないときは、直ち
に被疑者を釈放しなければならぬ。

第二百一十條 前項の逮捕
状についてこれを準用する。

第二百十一條 前條の規定により被
疑者が逮捕された場合には、第百
九十九條の規定により被疑者が逮
捕された場合に関する規定を準用
する。

第二百十二條 現に罪を行い、又は
現に罪を行い終つた者を現行犯人
とする。

左の各号の一にあたる者が、罪

を行い終つてから間がないと明ら
かに認められるときは、これを現
行犯人とみなす。

一 犯人として追呼されていると
き

二 贓物又は明らかに犯罪の用に
供したと思われる兇器その他の
物を所持しているとき

三 身体又は被服に犯罪の顯著な
証跡があるとき

四 誰何されて逃走しようとする
とき

第二百十三條 現行犯人は、何人
も、逮捕状なくしてこれを逮捕す
ることができる。

第二百十四條 檢察官、檢察事務官
及び司法警察員以外の者は、現
行犯人を逮捕したときは、直ちに
これを地方檢察廳若しくは區檢察
廳の檢察官又は司法警察員に引
き渡さなければならぬ。

第二百十五條 司法巡査は、現行犯
人を受け取つたときは、速やかに
これを司法警察員に引致しなけれ
ばならない。

司法巡査は、犯人を受け取つた
場合には、逮捕者の氏名、住居及
び逮捕の事由を聴き取らなければ
ならない。必要があるときは、逮
捕者に対しともに官公署に行くこ
とを求めることができる。

第二百十六條 現行犯人が逮捕され
た場合には、第百九十九條の規定
により被疑者が逮捕された場合に
関する規定を準用する。

第二百十七條 五百円以下の罰金、
拘留又は科料にあたる罪の現行犯
については、犯人の住居若しくは
氏名が明らかでない場合又は犯人

第二百二十九條 變死者又は變死の疑のある死体があるときは、その所在地を管轄する地方檢察廳又は區檢察廳の檢察官は、検視をしなければならぬ。

檢察官は、檢察事務官又は司法警察員に前項の処分をさせることができる。

第二百三十條 犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができ

第二百三十一條 被害者の法定代理人は、独立して告訴をすることが

被害者が死亡したときは、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹は、告訴をすることができ

第二百三十二條 被害者の法定代理人が被疑者であるとき、被疑者の配偶者であるとき、又は被疑者の四親等内の血族若しくは三親等内の姻族であるときは、被害者の親族は、独立して告訴をすることが

第二百三十三條 死者の名譽を毀損した罪については、死者の親族又は子孫は、告訴をすることができ

名譽を毀損した罪について被害者が告訴をしないで死亡したときも、前項と同様である。但し、被害者の明示した意思に反することはできない。

第二百三十四條 親告罪について告訴をすることができない者がない場合には、檢察官は、利害關係人の申立により告訴をすることができ

る者を指定することができる。

第二百三十五條 親告罪の告訴は、犯人を知つた日から六箇月を経過したときは、これをすることができない。但し、刑法第二百三十二條第二項の規定により外國の代表者が行つた告訴及び日本國に派遣された外國の使節に対する刑法第二百三十三條又は第二百三十一條の罪につきその使節が行つた告訴については、この限りでない。

刑法第二百二十九條但書の場合における告訴は、婚姻の無効又は取消の裁判が確定した日から六箇月以内にこれをしなければ、その効力がない。

第二百三十六條 告訴をすることができる者が数人ある場合には、一人の期間の経過は、他の者に対しその効力を及ぼさない。

第二百三十七條 告訴は、公訴の提起があるまでこれを取り消すことができる。

告訴の取消をした者は、更に告訴することができない。

前二項の規定は、請求を待つて受理すべき事件についての請求についてこれを準用する。

第二百三十八條 親告罪について共犯の一人又は数人に対して告訴訴又はその取消は、他の共犯に対して、その効力を生ずる。

前項の規定は、告発又は請求を待つて受理すべき事件についての告発若しくは請求又はその取消についてこれを準用する。

第二百三十九條 何人でも、犯罪があると認料するときは、告発をすることができ

官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると認料するときは、告発しなければならぬ。

第二百四十條 告訴は、代理人によりこれをすることができ

第二百四十一條 告訴又は告発は、書面又は口頭で檢察官又は司法警察員にこれをしなければならぬ。

檢察官又は司法警察員は、口頭による告訴又は告発を受けたときは、調書を作らなければならない。

第二百四十二條 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を檢察官に送付しなければならない。

第二百四十三條 前二條の規定は、告訴又は告発の取消についてこれを準用する。

第二百四十四條 刑法第二百三十二條第二項の規定により外國の代表者が行つた告訴又はその取消は、第二百四十一條及び前條の規定にかかわらず、外務大臣にこれをすることができ

た外國の使節に対する刑法第二百三十三條又は第二百三十一條の罪につきその使節が行つた告訴又はその取消も、同様である。

第二百四十五條 第二百四十一條及び第二百四十二條の規定は、自首についてこれを準用する。

第二百四十六條 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定めのある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物と

もに事件を檢察官に送致しなければならない。但し、檢察官が指定した事件については、この限りでない。

第二章 公訴

第二百四十七條 公訴は、檢察官が行う。

第二百四十八條 犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の輕重及び情狀並びに犯罪後の情況により訴訟を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。

第二百四十九條 公訴は、檢察官の指定した被告人以外の者にその効力を及ぼさない。

第二百五十條 時効は、左の期間を経過することによつて完成する。

一 死刑にあたる罪については十年

二 無期の懲役又は禁錮にあたる罪については十年

三 長期十年以上の懲役又は禁錮にあたる罪については七年

四 長期十年未満の懲役又は禁錮にあたる罪については五年

五 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金にあたる罪については三年

六 拘留又は科料にあたる罪については一年

第二百五十一條 二以上の主刑を併科し、又は二以上の主刑中その一を科すべき罪については、その重い刑に従つて、前條の規定を適用する。

第二百五十二條 刑法により刑を加重し、又は減輕すべき場合には、加重し、又は減輕しない刑に従つて、第二百五十條の規定を適用する。

第二百五十三條 時効は、犯罪行為が終つた時から進行する。

共犯の場合には、最終の行為が終つた時から、すべての共犯に対して時効の期間を起算する。

第二百五十四條 時効は、当該事件についてした公訴の提起によつてその進行を停止し、管轄又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を始める。但し、公訴提起の手續が法令の規定に違反したため無効であるとき、又は第二百七十一條第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたときは、この限りでない。

共犯の一人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に対してその効力を有する。この場合において、停止した時効は、当該事件についてした裁判が確定した時からその進行を始める。

第二百五十五條 犯人が國外にいる場合は、犯人が逃げ隠れているため有効に起訴狀の送達ができなかつたときは、時効は、その國外にいる期間又は逃げ隠れている期間その進行を停止する。

犯人が國外にいること又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴狀の送達ができなかつたことの証明に必要な事項は、裁判所の規則でこれを定める。

第二百五十六條 公訴の提起は、起訴狀を提出してこれをしなければならぬ。

起訴狀には、左の事項を記載しなければならない。

一 被告人の氏名その他被告人を

告人に対し、弁護人を選任すること

を、公訴を提起し、又はこれを提

て、公訴を提起し、又はこれを提

特定するに足る事項

第二百六十五條 第二百六十二條第

指揮は、檢察官に屬してこれを

申立により告訴をすることができ

ることができ

は、速やかに書類及び証拠物とと

て、第二百五十條の規定を適用す

一 被告人の氏名その他被告人を

特定するに足りる事項

二 公訴事実

公訴事実とは、訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない。

罪名は、適用すべき罰條を示してこれを記載しなければならない。但し、罰條の記載の誤は、被告人の防禦に実質的な不利を生ずる虞がない限り、公訴提起の効力に影響を及ぼさない。

数個の訴因及び罰條は、予備的に又は択一的にこれを記載することができ

起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添付し、又はその内容を引用してはならない。

第二百五十七條 公訴は、第一審の判決があるまでこれを取り消すことができる。

第二百五十八條 檢察官は、事件がその所屬檢察廳の對應する裁判所の管轄に属しないものと認料するときは、書類及び証拠物とともにその事件を管轄裁判所に對應する檢察廳の檢察官に送致しなければならない。

第二百五十九條 檢察官は、事件につき公訴を提起しない処分をした場合において、被疑者の請求があるときは、速やかにその旨をこれに告げなければならない。

第四部 司法委員会會議第三十三号

昭和二十三年五月二十八日【衆議院】

て、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。

公訴を取り消し、又は事件を他の檢察廳の檢察官に送致したときも、同様である。

第二百六十一條 檢察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。

第二百六十二條 刑法第九十三條乃至第九十六條の罪について告訴又は告発をした者は、檢察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、その檢察官所屬の檢察廳の所在地を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求することができる。

前項の請求は、第二百六十條の通知を受けた日から七日以内に、請求書を公訴を提起しない処分をした檢察官に差し出してこれをしなければならない。

第二百六十三條 前條第一項の請求は、第二百六十六條の規定があるまでこれを取り下げる事ができる。

前項の取下をした者は、その事件について更に前條第一項の請求をすることができない。

第二百六十四條 檢察官は、第二百六十二條第一項の請求を理由があるものと認めるときは、公訴を提起しなければならない。

第二百六十五條 第二百六十二條第一項の請求についての審理及び裁判は、合議体でこれをしなければならない。

裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に事実の取調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第二百六十六條 裁判所は、第二百六十二條第一項の請求を受けたときは、左の區別に従ひ、決定をしなければならない。

一 請求が法令上の方式に違反し、若しくは請求権の消滅後にされたものであるとき、又は請求が理由のないときは、請求を棄却する。

二 請求が理由のあるときは、事件を管轄地方裁判所の審判に付する。

第二百六十七條 前條第二号の決定があつたときは、その事件について公訴の提起があつたものとみなす。

第二百六十八條 裁判所は、第二百六十六條第二号の規定により事件がその裁判所の審判に付されたときは、その事件について公訴の維持にあたる者を弁護士の中から指定しなければならない。

前項の指定を受けた弁護士は、事件について公訴を維持するため、裁判の確定に至るまで檢察官の職務を行う。但し、檢察事務官及び司法警察職員に対する捜査の

指揮は、檢察官に囑託してこれをしなければならない。

前項の規定により檢察官の職務を行う弁護士は、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

裁判所は、第一項の指定を受けた弁護士がその職務を行うに適さないとき認めるときその他特別事情があるときは、何時でもその指定を取り消すことができる。

第一項の指定を受けた弁護士には、政令で定める額の手当を給する。

第二百六十九條 裁判所は、第二百六十二條第一項の請求を棄却する場合又はその請求の取下があつた場合には、決定で、請求者に、その請求に関する手続によつて生じた費用の全部又は一部の賠償を命ずることができ

この決定に対しては、即時抗告をすることができ

第二百七十條 檢察官は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。

第二百七十一條 裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく起訴状の謄本を被告人に送達しなければならない。

告人に對し、弁護士を選任することができ旨及び貧困その他の事由により弁護士を選任することができないときはは弁護人の選任を請求することができる旨を知らせなければならない。但し、被告人に弁護士があるときは、この限りでない。

第二百七十三條 裁判長は、公判期日を定めなければならない。

公判期日には、被告人を召喚しなければならない。

公判期日は、これを檢察官、弁護人及び補佐人に通知しなければならない。

第二百七十四條 裁判所の構内にいる被告人に對し公判期日を通知したときは、召喚狀の送達があつた場合と同一の効力を有する。

第二百七十五條 第一回の公判期日と被告人に對する召喚狀の送達との間には、裁判所の規則で定める猶予期間を置かなければならない。

第二百七十六條 裁判所は、檢察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、公判期日を変更することができる。

公判期日を変更するには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

を適用して公判期日を変更したときは、訴訟関係人は、最高裁判所の規則又は訓令の定めるところにより、司法行政監督上の措置を求めることができる。

第二百七十八條 公判期日に召喚を受けた者が病氣その他の事由によつて出頭することができないときは、裁判所の規則の定めるところにより、医師の診断書その他の資料を提出しなければならない。

第二百七十九條 裁判所は、檢察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、公務所又は公私の團體に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二百八十條 公訴の提起があつた後第一回の公判期日までは、勾留に関する処分は、裁判官がこれを行う。

第二百九十九條若しくは第二百十條の規定により逮捕され、又は現行犯人として逮捕された被疑者でまだ勾留されていなものについて第二百四條又は第二百五條の時間が制限内に公訴の提起があつた場合には、裁判官は、速やかに、被告事件を告げ、これに関する陳述を聴き、勾留状を發しないときは、直ちにその釈放を命じなければならない。

前二項の裁判官は、その処分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第二百八十一條 証人については、裁判所は、第五百十八條に掲げる事項を考慮した上、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き必要と認めるときに限り、公判期日外

においてこれを尋問することができる。

第二百八十二條 公判期日における取調は、公判廷でこれを行う。

公判廷は、裁判官及び裁判所書記が列席し、且つ檢察官が出席してこれを開く。

第二百八十三條 被告人が法人である場合には、代理人を出頭させることができる。

第二百八十四條 五千円以下の罰金又は科料にあたる事件については、被告人は、公判期日に出頭することを要しない。但し、被告人は、代理人を出頭させることができる。

第二百八十五條 拘留にあたる事件の被告人は、判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、裁判所は、被告人の出頭がその権利の保護のため重要でないと認めるときは、被告人に対し公判期日に出頭しないことを許すことができる。

長期三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千円を超える罰金にあたる事件の被告人は、第二百九十一條の手続をする場合及び判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、前項後段の例による。

第二百八十六條 前三條に規定する場合の外、被告人が公判期日に出頭しないときは、開廷することはできない。

第二百八十七條 公判廷においては、被告人の身体を拘束してはならない。但し、被告人が暴力を振

い又は逃亡を企てた場合は、この限りでない。

被告人の身体を拘束しない場合にも、これに看守者を附することができ。

第二百八十八條 被告人は、裁判長の許可がなければ、退廷することができない。

裁判長は、被告人を在廷させるため、又は法廷の秩序を維持するため相当な処分をすることができる。

第二百八十九條 死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。

弁護人がなければ開廷することができない場合において、弁護人が出頭しないとき、又は弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を附しなければならない。

第二百九十條 第三十七條各号の場合に弁護人が出頭しないときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる。

第二百九十一條 檢察官は、まず、起訴状を朗読しなければならない。

裁判長は、起訴状の朗読が終つた後、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨その他裁判所の規則で定める被告人の権利を保護するため必要な事項を告げた上、被告人及び弁護人に対し、被告事件について陳述する機会を與えなければならない。

第二百九十二條 証人調は、前條の手続が終つた後、これを行う。

第二百九十三條 証人調が終つた後、檢察官は、事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない。

被告人及び弁護人は、意見を陳述することができる。

第二百九十四條 公判期日における訴訟の指揮は、裁判長がこれを行う。

第二百九十五條 裁判長は、訴訟関係人の尋問又は陳述が既にした尋問又は陳述と重複するとき、又は事件に關係のない事項にわたるときその他相当でないときは、訴訟関係人の本質的な権利を害しない限り、これを制限することができる。

訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても同様である。

第二百九十六條 証人調のはじめに、檢察官は証人により証明すべき事実を明らかにしなければならない。但し、裁判所に事件について偏見又は予断を生ぜしめる虞のある事項を述べることができない。

第二百九十七條 裁判所は、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、証人調の範圍、順序及び方法を定めることができる。

前項の手続は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

裁判所は、適當と認めるときは、何時でも、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、第一項の規定により定めた証人調の範圍、順序又は方法を変更することができる。

第二百九十八條 檢察官、被告人又は

は弁護人は、証人調を請求することができる。

裁判所は、必要と認めるときは、職権で証人調をすることができる。

第二百九十九條 檢察官、被告人又は弁護人が証人、鑑定人、通訳人又は訴訟人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対して、その氏名及び住居を知る機会を與えなければならない。証人書類又は証拠物の取調を請求するについては、あらかじめ、相手方に対してこれを開覽する機会を與えなければならない。但し、相手方に異議のないときは、この限りでない。

裁判所が職権で証人調が決定をするについては、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

第三百條 第三百二十一條第一項第二号後段の規定により証人調とすることができる書面については、檢察官は、必ずその取調を請求しなければならない。

第三百一條 第三百二十二條及び第三百二十四條第一項の規定により証人調とすることができる被告人の供述が自由である場合には、犯罪事実に関する他の証拠が取り調べられた後でなければ、その取調を請求することはできない。

第三百二條 第三百二十一條乃至第三百二十三條又は第三百二十六條の規定により証人調とすることができる書面が捜査記録の一部であるときは、檢察官は、できる限り他の部分と分離してその取調を請求しなければならない。

一人の裁判官のした訴訟手続は、

第三百三條 公判準備においてした

第三百六條 檢察官、被告人又は弁

を拒むことができる。

第三十三條 公判準備においてした

第三百六條 檢察官、被告人又は弁

を拒むことができる。

第三十三條 公判準備においてした

と認めるときに限り、公判期日外

らない。但し、被告人が暴力を振

手続が終つた後、これを行う。

第二百九十八條 檢察官、被告人又

しななければならない。

第三百三條 公判準備においてした

証人その他の者の尋問、検証、押収及び捜索の結果を記載した書面並びに押収した物については、裁判所は、公判期日において証拠書類又は証拠書類又は証拠物としてこれを取り調べなければならない。

第三百四條 証人、鑑定人、通訳人又は鑑定人は、裁判長又は陪席の裁判官が、まず、これを尋問する。

檢察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問が終つた後、裁判長に告げて、その証人、鑑定人、通訳人又は鑑定人を尋問することができる。この場合において、その証人、鑑定人、通訳人又は鑑定人の取調が、檢察官、被告人又は弁護人の請求にかかるものであるときは、請求をした者が、先に尋問する。

裁判所は、適当と認めるときは、檢察官、被告人又は弁護人の意見を聴き、前二項の尋問の順序を変更することができる。

第三百五條 檢察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠書類の取調をするについては、裁判長は、その取調を請求した者にこれを朗読させなければならない。但し、裁判長は、自らこれを朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗読させることができる。

裁判所が職権で証拠書類の取調をするについては、裁判長は、自らその書類を朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗読させなければならない。

第三百六條 檢察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠物の取調

をするについては、裁判長は、請求をした者をしてこれを示させなければならない。但し、裁判長は、自らこれを示し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを示させることができる。

裁判所が職権で証拠物の取調をするについては、裁判長は、自らこれを訴訟関係人に示し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを示さなければならない。

第三百七條 証拠物中書面の意義が証拠となるものの取調をするについては、前條の規定による外、第三百五條の規定による。

第三百八條 裁判所は、檢察官及び被告人又は弁護人に対し、証拠の証明力を争うために必要とする適当な機会を與えなければならない。

第三百九條 檢察官、被告人又は弁護人は、証拠調に関し異議を申し立てることができる。

檢察官、被告人又は弁護人は、前項に規定する場合の外、裁判長の処分に対して異議を申し立てることができる。

裁判所は、前二項の申立について決定をしなければならない。第三百十條 証拠調を終つた証拠書類又は証拠物は、遅滞なくこれを裁判所に提出しなければならない。但し、裁判所の許可を得たときは、原本に代え、その謄本を提出することができる。

第三百十一條 被告人は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し、供述を拒むことができる。

被告人が任意に供述する場合

には、裁判長は、何時でも必要とする事項につき被告人の供述を求めることができる。

陪席の裁判官、檢察官、弁護人、共同被告人又はその弁護人は、裁判長に告げて、前項の供述を求めることができる。

第三百十二條 裁判所は、檢察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において、起訴狀に記載された訴因又は罰條の追加、撤回又は変更を許さなければならない。

裁判所は、審理の経過に鑑み適当と認めるときは、訴因又は罰條を追加又は変更すべきことを命ずることができる。

裁判所は、訴因又は罰條の追加、撤回又は変更があつたときは、速やかに追加、撤回又は変更された部分を被告人に通知しなければならない。

裁判所は、訴因又は罰條の追加又は変更により被告人の防禦に実質的な不利益を生ずる虞があると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、被告人に充分な防禦の準備をさせるため必要期間公判手続を停止しなければならない。

第三百十三條 裁判所は、適当と認めるときは、檢察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定を以て、弁論を分離し若しくは併合し、又は終結した弁論を再開することができる。

裁判所は、被告人の権利を保護するために必要があるときは、裁判所の規則の定めるところにより、決定を以て弁論を分離しなければならない。

第三百十四條 被告人が心神喪失の

状態に在るときは、檢察官及び弁護人の意見を聴き、決定で、その状態の續いている間公判手続を停止しなければならない。但し、無罪、免訴、刑の免除又は公訴棄却の裁判をすべきことが明らかでない場合には、被告人の出頭を待たないで、直ちにその裁判をすることができる。

被告人が病氣のため出頭することができないときは、檢察官及び弁護人の意見を聴き、決定で、出頭することができるときまで公判手続を停止しなければならない。但し、第二百八十四條及び第二百八十五條の規定により代理人を出頭させた場合は、この限りでない。

犯罪事実の存否を証明に欠くことのできない証人が病氣のため公判期日に出頭することができないときは、公判期日外においてその取調をするのを適当と認める場合の外、決定で、出頭することができるまで公判手続を停止しなければならない。

前三項の規定により公判手続を停止するときは、医師の意見を聴かなければならない。

第三百十五條 開廷後裁判官がかわつたときは、公判手続を更新しなければならない。但し、判決の宣告をする場合は、この限りでない。

第三百十六條 地方裁判所において

一人の裁判官のした訴訟手続は、

被告事件が合議体で審判すべきものであつた場合にも、その効力を失わない。

第二百七條 事實の認定は、証拠による。

第三百十八條 証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。

第三百十九條 強制、拷問又は脅迫による自由、不当に長く拘留又は拘禁された後の自由その他任意にされたものでない疑ひのある自由は、これを証拠とすることができる。

被告人は、公判廷における自由であるか否かを問はず、その自由が自己に不利な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。

前二項の自由には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む。

第三百二十條 第三百二十一條乃至第三百二十八條に規定する場合を除いては、公判期日における供述に代えて、書面を証拠とすることはできない。

ができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異つた供述をしたとき。

二 檢察官の面前における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体に故障、所在不明若しくは國外に在るため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異つた供述をしたとき。但し、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の状況の存するときに限る。

三 前二号に掲げる書面以外の書面については、供述者が死亡、精神若しくは身体に故障、所在不明又は國外に在るため公判準備又は公判期日において供述することができず、且つ、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき。但し、その供述が特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限る。

被告人以外の者の公判準備若しくは公判期日における供述を録取した書面又は裁判所若しくは裁判官の検証の結果を記載した書面は、前項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

檢察官、檢察事務官又は司法警察職員の検証の結果を記載した書面は、その供述者が公判期日において証人として審問を受け、その

真正に作成されたものであることを供述したときは、第一項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

鑑定人の作成したもののについても、前條と同様である。

第三百二十二條 被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面が被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。但し、被告人に不利な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自由でない場合においても、第三百十九條の規定に準じ、任意にされたものでない疑があると認めるときは、これを証拠とすることができない。

第三百二十三條 前二條に掲げる書面以外の書面は、左のものに限り、これを証拠とすることができる。

一 戸籍謄本、公正証書謄本その他公務員（外國の公務員を含む）がその職務上証明することができる事実についてその公務員の作成した書面

二 商業帳簿、航海日誌その他業務の通常の過程において作成された書面

三 前二号に掲げるものの外特に信用すべき状況の下に作成された書面

第三百二十四條 被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供

述で被告人の供述をその内容とするものについては、第三百二十二條の規定を準用する。

被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人以外の者の供述をその内容とするものについては、第三百二十一條第一項第三号の規定を準用する。

第三百二十五條 裁判所は、前四條の規定により証拠とすることができする書面又は供述であつても、あらかじめ、その書面に記載された供述又は公判準備若しくは公判期日における供述の内容となつた他の者の供述が任意にされたものかどうかを調査した後でなければ、これを証拠とすることができない。

第三百二十六條 檢察官及び被告人が証拠とすることに同意した書面又は供述は、その書面が作成され又は供述のされたとき的情況を考慮し相当と認めるときに限り、第三百二十條乃至前條の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

被告人が出頭しないでも証拠調を行うことができる場合には、被告人が出頭しないときには、前項の同意があつたものとみなす。但し、代理人又は弁護人が出頭したときは、この限りでない。

第三百二十七條 裁判所は、檢察官及び被告人又は弁護人が合意の上、文書の内容又は公判期日出頭すれば供述することが予想されるその供述の内容を書面に記載して提出したときは、その文書又は供述すべき者を取り調べないで

も、その書面を証拠とすることができる。この場合においても、その書面の証明力を争うことを妨げない。

第三百二十八條 第三百二十一條乃至第三百二十四條の規定により証拠とすることができない書面又は供述であつても、公判準備又は公判期日における被告人、証人その他の者の供述の証明力を争うめたには、これを証拠とすることができ

第三節 公判の裁判

第三百二十九條 被告事件が裁判所の管轄に属しないときは、判決で管轄違の言渡をしなければなら

い。但し、第二百六十六條第二号の規定により地方裁判所の審判に付された事件については、管轄違の言渡をすることはできない。

第三百三十條 高等裁判所は、その特別権限に關する事件として公訴の提起があつた場合において、その事件が下級の裁判所の管轄に關するものと認めるときは、前條の規定にかかわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければなら

ない。

第三百三十一條 裁判所は、被告人の申立がなければ、土地管轄について、管轄違の言渡をすることができない。

管轄違の申立は、被告事件につき証拠調を開始した後は、これをするすることができない。

第三百三十二條 簡易裁判所は、地方裁判所において審判するのは相当と認めるときは、決定で管轄地方裁判所にこれを移送しなければ

ならない。

第三百三十三條 被告事件について犯罪の証明があつたときは、第三百三十四條の場合を除いては、判決で刑の言渡をしなければなら

ない。

刑の執行猶予は、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければなら

ない。

第三百三十四條 被告事件について刑を免除するときは、判決でその旨の言渡をしなければなら

ない。

第三百三十五條 有罪の言渡をするには、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければなら

ない。

法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の加重減免の理由となる事実が主張されたときは、これに対する判断を示さなければなら

ない。

第三百三十六條 被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡をしなければなら

ない。

第三百三十七條 左の場合には、判決で冤訴の言渡をしなければなら

ない。

一 確定判決を越えたとき。

二 犯罪後の法令により刑が廃止されたとき。

三 大赦があつたとき。

四 時効が完成したとき。

第三百三十八條 左の場合には、判決で公訴を棄却しなければなら

ない。

一 被告人に対して裁判権を有しないとき。

いて証人として尋問を受け、その

公判準備又は公判期日における供

供述すべき者を取り調べないで

方裁判所にこれを移送しなければ

ないとき。

二 第三百四十条の規定に違反して公訴が提起されたとき。

三 公訴の提起があつた事件について、更に同一裁判所に公訴が提起されたとき。

四 公訴提起の手続がその規定に違反したため無効であるとき。

第三百三十九条 左の場合には、決定で公訴を棄却しなければならぬ。

一 起訴状に記載された事実が眞実であつても、何らの罪となるべき事実を包含していないとき。

二 公訴が取り消されたとき。

三 被告人が死亡し、又は被告人たる法人が存続しなくなつたとき。

四 第十條又は第十一條の規定により審判してはならないとき。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることが出来る。

第三百四十条 公訴の取消による公訴棄却の決定が確定したときは、公訴の取消後犯罪事実につきあらたに重要な証拠を発見した場合に限り、同一事件について更に公訴を提起することが出来る。

第三百四十一条 被告人が陳述をせず、許可を受けずに退廷し、又は秩序維持のため裁判所から退廷を命ぜられたときは、その陳述を聴かないで判決をすることが出来る。

第三百四十二条 判決は、公判廷において、宣告によりこれを告知する。

第三百四十三条 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつたときは、

保釈又は勾留の執行停止は、その効力を失う。この場合には、第九十八條の規定を準用する。

第三百四十四条 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつた後は、第八十九條の規定は、これを適用しない。

第三百四十五条 無罪、免訴、刑の免除、刑の執行猶予、公訴棄却、管轄違、罰金又は科料の判決の宣告があつたときは、勾留は、その効力を失う。

第三百四十六条 押収した物について、没収の言渡がないときは、押収を解く言渡があつたものとす。

第三百四十七条 押収した職務で被害者に還付すべき理由が明らかでないときは、これを被害者に還付する言渡をしなければならぬ。

職務の対償として得た物について、被害者から交付の請求があつたときは、前項の例による。

仮に還付した物について、別段の言渡がないときは、還付の言渡があつたものとす。

前三項の規定は、民事訴訟の手続に従い、利害關係人がその権利を主張することを妨げない。

第三百四十八条 裁判所は、罰金、科料又は追徴を言い渡す場合において、判決の確定を待つてはその執行をすることができず、又はその執行をするのに著しい困難を生ずる虞があると認めるときは、檢察官の請求により又は職権で、被告人に対し、仮に罰金、科料又は追徴に相当する金額を納付すべきことを命ずることが出来る。

仮納付の裁判は、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならぬ。

仮納付の裁判は、直ちにこれを執行することが出来る。

第三百四十九条 刑の執行猶予の言渡を取り消すべき場合には、檢察官は、刑の言渡を受けた者の現在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に對しその請求をしなければならぬ。

前項の請求があつたときは、裁判所は、被告人又はその代理人の意見を聴いて決定をしなければならぬ。この決定に対しては、即時抗告をすることが出来る。

第三百五十条 刑法第五十二条の規定により刑を定むべき場合には、檢察官は、その犯罪事実について最終の判決をした裁判所にその請求をしなければならぬ。この場合には、前條第二項の規定を準用する。

第三編 上訴

第一章 通則

第三百五十一条 檢察官又は被告人は、上訴をすることが出来る。

第二百六十六條第二号の規定により裁判所の審判に付された事件と他の事件とが併合して審判され、一個の裁判があつた場合には、第二百六十八條第二項の規定により檢察官の職務を行う弁護士及び當該他の事件の檢察官は、その裁判に對し各々独立して上訴をすることが出来る。

第三百五十二条 檢察官又は被告人以外の者で決定を受けたものは、抗告をすることが出来る。

第三百五十三条 被告人の法定代理人又は保佐人は、被告人のため上訴をすることが出来る。

第三百五十四条 勾留に對しては、勾留の理由の開示があつたときは、その開示の請求をした者は、被告人のため上訴をすることが出来る。その上訴を棄却する決定に對しても同様である。

第三百五十五条 原審における代理人又は弁護人は、被告人のため上訴をすることが出来る。

第三百五十六条 前三條の上訴は、被告人の明示した意思に反してこれをすることが出来ない。

第三百五十七条 上訴は、裁判の一部に對してこれをする事ができるときは、部分に限らないで上訴をしたときは、裁判の全部に對してしたものとなす。

第三百五十八条 上訴の提起期間は、裁判が告知された日から進行する。

第三百五十九条 檢察官、被告人又は第三百五十二条に規定する者は、上訴の取下をすることが出来る。

第三百六十条 第三百五十三条又は第三百五十四条に規定する者は、被告人の同意を得て、上訴の取下をすることが出来る。

第三百六十一条 上訴の取下をした者は、その事件について更に上訴をすることが出来ない。

上訴の取下に同意をした被告人も、同様である。

第三百六十二条 第三百五十一条乃至第三百五十五条の規定により上訴をすることが出来る者は、自己

又は代人の責に帰することができない事由によつて上訴の提起期間内に上訴をすることができなかったときは、原裁判所に上訴権回復の請求をすることが出来る。

第三百六十三条 上訴権回復の請求は、事由が止んだ日から上訴の提起期間に相當する期間内にこれをしなければならぬ。

上訴権回復の請求をする者は、その請求と同時に上訴の申立をしなければならぬ。

第三百六十四条 上訴権回復の請求についてした決定に對しては、即時抗告をすることが出来る。

第三百六十五条 上訴権回復の請求があつたときは、原裁判所は、前條の決定をするまで裁判の執行を停止する決定をすることが出来る。この場合には、被告人に對し勾留を發することが出来る。

第三百六十六条 監獄にいる被告人が上訴の提起期間内に上訴の申立書を監獄の長又はその代理人に差し出したときは、上訴の提起期間内に上訴をしたものとみなす。

被告人が自ら申立書を作ることができないときは、監獄の長又はその代理人は、これを代書し、又は所屬の吏員にこれをさせなければならぬ。

第三百六十七条 前條の規定は、監獄にいる被告人が上訴の取下又は上訴権回復の請求をする場合にこれを準用する。

第三百六十八条 檢察官のみが上訴をした場合において、上訴が棄却されたとき、又は上訴の取下があつたときは、國は、當該事件の被

告人であつた者に対し、上訴によりその審級において生じた費用の補償をする。

第三百六十九條 補償すべき費用の範囲は、被告人であつた者又はその弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬に限るものとし、その額に關しては、刑事訴訟費用に關する法律の規定中、被告人であつた者については証人、弁護人であつた者については弁護人に關する規定を準用する。

第三百七十條 補償は、被告人であつた者又はその代理人の請求により、當該上裁判所であつた最高裁判所又は高等裁判所が、決定を以てこれを行ふ。

前項の請求は、當該上訴を棄却する裁判の告知があつた後又は當該上訴の取下があつた後二箇月以内にこれをしなければならぬ。

第一項の決定で高等裁判所がしたものに對しては、第四百二十八條第二項の異議の申立をすることが出来る。この場合には、即時抗告に關する規定をも準用する。

第三百七十一條 補償の請求、補償の支拂その他補償に關する手続については、この法律に特別の定めのある場合を除いては、裁判所の規則の定めるところによる。

第二章 控訴

第三百七十二條 控訴は、地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審の判決に對してこれを行うことができる。

第三百七十三條 控訴の提起期間

は、十四日とする。

第三百七十四條 控訴をするには、申立書を第一審裁判所に差し出さなければならぬ。

第三百七十五條 控訴の申立が明らかに控訴権を消滅後にされたものであるときは、第一審裁判所は、決定でこれを棄却しなければならぬ。この決定に對しては、即時抗告をすることが出来る。

第三百七十六條 控訴申立人は、裁判所の規則で定める期間内に控訴趣意書を控訴裁判所に差し出さなければならぬ。

控訴趣意書には、この法律又は裁判所の規則の定めるところにより、必要な陳明資料又は檢察官若しくは弁護人の保証書を添附しなければならぬ。

第三百七十七條 左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その事由があることの充分な証明をすることが出来る旨の檢察官又は弁護人の保証書を添附しなければならぬ。

一 法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたこと。

二 法令により判決に關與することとができない裁判官が判決に關與したこと。

三 審判の公關に關する規定に違反したこと。

第三百七十八條 左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつてその事由があることを信ずるに

足りるものを援用しなければならぬ。

一 不法に管轄又は管轄權を認めたと。

二 不法に、公訴を受理し、又はこれを棄却したこと。

三 審判の請求を受けた事件について判決をせず、又は審判の請求を受けない事件について判決をしたこと。

四 判決に理由を附せず、又は理由に欠けがあること。

第三百七十九條 前二條の場合を除いて、訴訟手続に法令の違反があつてその違反が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき法令の違反があることを信ずるに足りるものを援用しなければならぬ。

第三百八十條 法令の適用に誤があつてその誤が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その誤及びその誤が明らかに判決に影響を及ぼすべきことを示さなければならぬ。

第三百八十一條 刑の量定が不当であることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて刑の量定が不当であることを信ずるに足りるものを援用しなければならぬ。

第三百八十二條 事実の誤謬があつてその誤謬が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、

控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき誤謬があることを信ずるに足りるものを援用しなければならぬ。

第三百八十三條 左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その事由があることを陳明する資料を添附しなければならぬ。

一 再審の請求をすることが出来る場合に於ける事由があること。

二 判決があつた後に刑の廃止若しくは変更又は大赦があつたこと。

第三百八十四條 控訴の申立は、第三百七十七條乃至前條に規定する事由があることを理由とするときに限り、これを行うことができる。

第三百八十五條 控訴の申立が法令上の方式に違反し、又は控訴権の消滅後にされたものであることが明らかとなるときは、控訴裁判所は、決定でこれを棄却しなければならぬ。

前項の決定に對しては、第四百二十八條第二項の異議の申立をすることが出来る。この場合には、即時抗告に關する規定をも準用する。

第三百八十六條 左の場合には、控訴裁判所は、決定で控訴を棄却し

なければならぬ。

一 第三百七十六條第一項に定める期間内に控訴趣意書を差し出さないとき。

二 控訴趣意書がこの法律若しくは裁判所の規則で定める方式に違反しているとき、又は控訴趣意書にこの法律若しくは裁判所の規則の定めるところに従い必要な陳明資料若しくは保証書を添附しないとき。

三 控訴趣意書に記載された控訴の申立の理由が、明らかに第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由に該當しないとき。

前條第二項の規定は、前項の決定についてこれを準用する。

第三百八十七條 控訴審では、弁護士以外の者を弁護人に選任することはできない。

第三百八十八條 控訴審では、被告人のためにする弁論は、弁護人で行なければ、これを行うことができない。

第三百八十九條 公判期日には、檢察官及び弁護人は、控訴趣意書に基いて弁論をしなければならぬ。

第三百九十條 控訴審においては、被告人は、公判期日に出頭することを要しない。但し、裁判所は、五千元以下の罰金又は科料にあたる事件以外の事件について、被告人の出頭がその権利の保護のため重要であると認めるときは、被告人の出頭を命ずることが出来る。

ときは、この法律により弁護人を

があるときは、判決で原判決を破

決定で公訴を棄却しなければなら

の申立の理由がないことが明らか

ことを理由として原判決を破棄す

てその事由があることを信するに

なければならぬ。

訴裁判所は、決定で控訴を棄却し

いとき、又は弁護人の選任がない

ときは、この法律により弁護人を要する場合又は決定で弁護人を附したものを除いては、檢察官の陳述を聴いて判決をすることができ

第三百九十二條 控訴裁判所は、控

訴趣意書に包含された事項は、これを調査しなければならぬ。控訴裁判所は、控訴趣意書に包含されない事項であつても、第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由に關しては、職權で調査をすることができ

第三百九十三條 控訴裁判所は、前條の調査をするに於て必要があるときは、職權で事實の取調をすることができ

前項の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができ。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の權限を有する。

第三百九十四條 第一審において証拠とすることができた証拠は、控訴審においても、これを証拠とすることができ

第三百九十五條 控訴の申立が法令上の方式に違反し、又は控訴權の消滅後にされたものであるときは、判決で控訴を棄却しなければならぬ。

第三百九十六條 第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由がないときは、判決で控訴を棄却しなければならぬ。

第三百九十七條 第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由

があるときは、判決で原判決を破棄しなければならぬ。

第三百九十八條 不法に、管轄違を言い渡し、又は公訴を棄却したことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を原裁判所に差し戻さなければならぬ。

第三百九十九條 不法に管轄を認めたとを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を管轄第一審裁判所に移送しなければならぬ。但し、控訴裁判所は、その事件について第一審の管轄權を有するときは、第一審として審判をしなければならぬ。

第四百條 前二條の規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を原裁判所に差し戻し、又は原裁判所と同等の他の裁判所に移送しなければならぬ。但し、控訴裁判所は、訴訟記録並びに原裁判所及び控訴裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることができ

第四百一條 被告人の利益のため原判決を破棄する場合において、破棄の理由が控訴をした共同被告人に共通であるときは、その共同被告人のためにも原判決を破棄しなければならぬ。

第四百二條 被告人が控訴をし、又は被告人のため控訴をした事件については、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

第四百三條 原裁判所が不法に公訴棄却の決定をしなかつたときは、

決定で公訴を棄却しなければならぬ。

第三百八十五條 第二項の規定は、前項の決定についてこれを準用する。

第四百四條 第二編中公判に關する規定は、この法律に特別の定めがある場合を除いては、控訴の審判についてこれを準用する。

第三章 上告

第四百五條 高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に對しては、左の事由があることを理由として上告の申立をすることができ

一 憲法の違反があること又は憲法の解釈に誤があること。
二 最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

三 最高裁判所の判例がない場合に、大審院若しくは上告裁判所たる高等裁判所の判例又はこの法律施行後の控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

第四百六條 最高裁判所は、前條の規定により上告をすることができ

第四百七條 上告趣意書には、裁判所の規則の定めるところにより、上告の申立の理由を明示しなければならぬ。

第四百八條 上告裁判所は、上告趣意書その他の書類によつて、上告

の申立の理由がないことが明らかであると認めるときは、弁論を経ないで、判決で上告を棄却することができ

第四百九條 上告審においては、公判期日に被告人を召喚することを要しない。

第四百十條 上告裁判所は、第四百五條各号に規定する事由があるときは、判決で原判決を破棄しなければならぬ。但し、判決に影響を及ぼさないことが明らかな場合は、この限りでない。

第四百十一條 上告裁判所は、第四百五條各号に規定する事由がない場合であつても、左の事由があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができ

一 判決に影響を及ぼすべき法令の違反があること。
二 刑の量定が著しく不当であること。
三 判決に影響を及ぼすべき重大な事實の誤認があること。
四 再審の請求をすることができ

場合にあたる事由があること。
五 判決があつた後に刑の廃止若しくは変更又は大赦があつたこと。

第四百十二條 不法に管轄を認めた

ことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を管轄控訴裁判所又は管轄第一審裁判所に移送しなければならぬ。

第四百十三條 前條に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を原裁判所若しくは第一審裁判所に差し戻し、又はこれらと同等の他の裁判所に移送しなければならぬ。但し、上告裁判所は、訴訟記録並びに原裁判所及び第一審裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることができ

第四百十四條 前章の規定は、この法律に特別の定めがある場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第四百十五條 上告裁判所は、その判決の内容に誤のあることを発見したときは、檢察官、被告人又は弁護人の申立により、判決でこれを訂正することができ

前項の申立は、判決の宣告があつた日から十日以内にこれをしなければならぬ。

上告裁判所は、適當と認めるときは、第一項に規定する者の申立により、前項の期間を延長することができ

第四百十六條 訂正の判決は、弁論を経ないでもこれを行うことができ

第四百十七條 上告裁判所は、訂正の判決をしないときは、速やかに決定で申立を棄却しなければなら

ない。

訂正の判決に対しては、第四百十五條第一項の申立をすることはできない。

第四百十八條 上告裁判所の判決は、宣告があつた日から第四百十五條の期間を経過したとき、又はその期間内に同條第一項の申立があつた場合には訂正の判決若しくは申立を棄却する決定があつたときに、確定する。

第四章 抗告

第四百十九條 抗告は、特に即時抗告をすることができる旨の規定がある場合の外、裁判所のした決定に対してこれを行うことができる。但し、この法律に特別の定めがある場合は、この限りでない。

第四百二十條 裁判所の管轄又は訴訟手続に關し判決前にした決定に対しては、この法律に特に即時抗告をすることができる旨の規定がある場合を除いては、抗告をすることはできない。

前項の規定は、勾留、保釈、押収又は押収物の還付に關する決定及び鑑定のためにする留置に關する決定については、これを適用しない。

勾留に対しては、前項の規定にかかわらず、犯罪の嫌疑がないことを理由として抗告をすることはできない。

第四百二十一條 抗告は、即時抗告を除いては、何時でもこれを行うことができる。但し、原決定を取り消しても利益がないようになつたときは、この限りでない。

第四百二十二條 即時抗告の提起期間は、三日とする。

第四百二十三條 抗告するには、申立書を原裁判所に差し出さなければならない。

原裁判所は、抗告を理由があるものと認めるときは、決定を更正しなければならない。抗告の全部又は一部を理由がないと認めるときは、申立書を受け取つた日から三日以内に意見書を添えて、これを抗告裁判所に送付しなければならない。

第四百二十四條 抗告は、即時抗告を除いては、裁判の執行を停止する勢力を有しない。但し、原裁判所は、決定で、抗告の裁判があるまで執行を停止することができる。

抗告裁判所は、決定で裁判の執行を停止することができる。

第四百二十五條 即時抗告の提起期間内及びその申立があつたときは、裁判の執行は、停止される。

第四百二十六條 抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定で抗告を棄却しなければならない。

抗告が理由のあるときは、決定で原決定を取り消し、必要がある場合には、更に裁判をしなければならない。

第四百二十七條 抗告裁判所の決定に対しては、抗告をすることはできない。

九條及び第四百二十條の規定により抗告をすることができる決定で、高等裁判所がしたものに對しては、その高等裁判所に異議の申立をすることができる。

前項の異議の申立に關しては、抗告に關する規定を準用する。即時抗告をすることができる旨の規定がある決定に對する異議の申立に關しては、即時抗告に關する規定を準用する。

第四百二十九條 裁判官が左の裁判をした場合において、不服がある者は、簡易裁判所の裁判官がした裁判に對しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に對してはその裁判官所屬の裁判所にその裁判の取消又は変更を請求することができる。

一 忌避の申立を却下する裁判
二 勾留、押収又は押収物の還付に關する裁判
三 鑑定のため留置を命ずる裁判
四 証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人に對して過料又は費用の賠償を命ずる裁判
五 身体の検査を受ける者に對して過料又は費用の賠償を命ずる裁判

第四百三十條 第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第一項の請求を受けた地方裁判所は、合議体で決定をしなければならない。

第四百三十一條 第五号の裁判の取消又は変更の請求は、その裁判のあつた日から三日以内にこれをしなければならない。

第四百四十三條 再審の請求は、この法律に特別の定めがある場合を除いては、前條第一項の抗告についてこれを準用する。

第四百三十條 檢察官又は檢察事務官のした第三十九條第三項の処分又は押収若しくは押収物の還付に關する処分不服がある者は、その檢察官又は檢察事務官が所屬する檢察廳の對應する裁判所にその処分の取消又は変更を請求することができる。

司法警察職員がした前項の処分に不服がある者は、司法警察職員が所屬する地方裁判所にその処分の取消又は変更を請求することができる。

前二項の請求については、行政事件訴訟に關する法令の規定は、これを適用しない。

第四百三十一條 前二條の請求をするには、請求書を管轄裁判所に差し出さなければならない。

第四百三十二條 第四百二十四條、第四百二十六條及び第四百二十七條の規定は、第四百二十九條及び第四百三十條の請求があつた場合にこれを準用する。

第四百三十三條 この法律により不服を申し立てることができない決定又は命令に對しては、第四百五條に規定する事由があることを理由とする場合に限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

前項の抗告の提起期間は、五日とする。

第四百三十四條 四百二十三條、第四百二十四條及び第四百二十六條の規定は、この法律に特別の定めがある場合を除いては、前條第一項の抗告についてこれを準用する。

第四百三十五條 再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に對して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。

一 原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物が確定判決により偽造又は変造であつたことが証明されたとき。
二 原判決の証拠となつた証言、鑑定、通訳又は翻譯が確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。

三 有罪の言渡を受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき。但し、誣告により有罪の言渡を受けたときに限る。

四 原判決の証拠となつた裁判が確定裁判により変更されたとき。

五 特許權、實用新案權、意匠權又は商標權を害した罪により有罪の言渡をした事件について、その權利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。

六 有罪の言渡を受けた者に對して無罪若しくは免許を言い渡し、刑の言渡を受けた者に對して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より輕い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。

七 原判決に關與した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成に關與した裁判官又は原判

決の証拠となつた書面を作成し、

決の証拠となつた書面を作成し

ることができ。但し、証拠がな

第四百四十三條 再審の請求は、こ

審裁判所が再審の判決をしたとき

いときは、裁判長は、職權で弁護

決の証拠となつた書面を作成し若しくは供述をした檢察官、檢察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に關する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき、但し原判決をする前に裁判官、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員に對して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかつたときに限る。

第四百三十六條 再審の請求は、左の場合において、控訴又は上告を棄却した確定判決に對して、その官渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。

一 前條第一号又は第二号に規定する事由があるとき。

二 原判決又はその証拠となつた証拠書類の作成に關與した裁判官について前條第七号に規定する事由があるとき。

第一審の確定判決に對して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、控訴棄却の判決に對しては、再審の請求をすることはできない。

第一審又は第二審の確定判決に對して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、上告棄却の判決に對して、再審の請求をすることはできない。

第四百三十七條 前二條の規定に従い、確定判決により犯罪が証明されたことを再審の請求の理由とすべき場合において、その確定判決を得ることができないときは、その事実を証明して再審の請求をする

ことができる。但し、証拠がないという理由によつて確定判決を得ることができないときは、この限りでない。

第四百三十八條 再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。

第四百三十九條 再審の請求は、左の者がこれを行うことができる。

一 檢察官

二 有罪の言渡を受けた者

三 有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐人

四 有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

第四百三十五條第七号又は第四百三十六條第一項第二号に規定する事由による再審の請求は、有罪の言渡を受けた者がその罪を犯させた場合には、檢察官でなければこれを行うことができない。

第四百四十條 檢察官以外の者は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

前項の規定による弁護人の選任は、再審の判決があるまでその効力を有する。

第四百四十一條 再審の請求は、刑の執行が終り、又はその執行を受けることがないようになつたときでも、これを行うことができる。

第四百四十二條 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に對應する檢察官の檢察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行を停止することができる。

第四百四十三條 再審の請求は、これを取り下げることができる。

再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることができない。

第四百四十四條 第三百六十六條の規定は、再審の請求及びその取下についてこれを準用する。

第四百四十五條 再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審の請求の理由について、事實を取調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託すること

ができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第四百四十六條 再審の請求が法令上の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならぬ。

第四百四十七條 再審の請求が理由のないときは、決定でこれを棄却しなければならぬ。

前項の規定があつたときは、何人も、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることはできない。

第四百四十八條 再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならぬ。

再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。

審裁判所が再審の判決をしたときは、控訴裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。

第一審又は第二審の判例に對する上告を棄却した判決とその判決によつて確定した第一審又は第二審の判決に對して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所又は控訴裁判所が再審の判決をしたときは、上告裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならぬ。

第四百五十條 第四百四十六條、第四百四十七條第一項、第四百四十八條第一項又は前條第一項の規定に對しては、即時抗告をすることが

できる。

第四百五十一條 裁判所は、再審開始の決定が確定した事件について、第四百四十九條の場合を除いては、その審級に従ひ、更に審判をしなければならぬ。

左の場合には、第三百四十四條第一項本文及び第三百三十九條第一項第三号の規定は、前項の審判にこれを適用しない。

一 死亡者又は回復の見込がない心神喪失者のために再審の請求がされたとき。

二 有罪の言渡を受けた者が、再審の判決がある前に、死亡し、又は心神喪失の状態に陥りその回復の見込がないとき。

前項の場合には、被告人の出頭がなくとも、審判をすることができ。但し、弁護人が出頭しなければ開廷することはできない。

第二項の場合において、再審の請求をした者が弁護人を選任しな

いときは、裁判長は、職権で弁護人を附しなければならない。

第四百五十二條 再審においては、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

第四百五十三條 再審において無罪の言渡したときは、官報及び新聞紙に掲載して、その判決を公示しなければならない。

第五編 非常上告

第四百五十四條 檢察總長は、判決が確定した後その事件の審判が法令に違反したことを発見したときは、最高裁判所に非常上告をすることが

できる。

第四百五十五條 非常上告をするには、その理由を記載した申立書を最高裁判所に差し出さなければならぬ。

第四百五十六條 公判期日には、檢察官は、申立書に基いて陳述をしなければならぬ。

を被告人に及ぼさない。

第四百六十條 裁判所は、申立書に包含された事項に限り、調書をしなければならぬ。裁判所は、裁判所の管轄、公訴の受理及び訴訟手続に關しては、事實の取調をすることが出来る。この場合には、第三百九十三條第二項の規定を準用する。

第六編 略式手続

第四百六十一條 簡易裁判所は、檢察官の請求により、その管轄に屬する事件について、公判前、略式命令で、五千元以下の罰金又は料金を科することが出来る。この場合には、刑の執行を予し、沒收を科し、その他附隨の処分をすることが出来る。

略式命令は、被疑者が檢察官から略式命令の請求をすることを告げられた日から七日を経過した後であつて、且つ、略式手続によることについて被疑者に異議がないときに限り、これをすることが出来る。

第四百六十二條 略式命令の請求は、公訴の提起と同時に、書面で行なはなければならない。

第四百六十三條 前條の請求があつた場合において、その事件が略式命令をすることができないものであり、又はこれをすることが相当でないものであると認料するときは、通常の規定に従い、審判をしなければならぬ。但し、裁判所法第三十三條第二項の場合には、決定で事件を管轄地方裁判所に移送しなければならない。

第四百六十四條 略式命令には、罪

となるべき事實、適用した法令、科すべき刑及び附隨の処分並びに略式命令の告知があつた日から七日以内に正式裁判の請求をすることが出来る旨を示さなければならない。

第四百六十五條 略式命令を受けた者又は檢察官は、その告知を受けた日から七日以内に正式裁判の請求をすることが出来る。

正式裁判の請求は、略式命令をした裁判所に、書面で行なはなければならない。正式裁判の請求があつたときは、裁判所は、速やかにその旨を檢察官又は略式命令を受けた者に通知しなければならない。

第四百六十六條 正式裁判の請求は、第一審の判決があるまでこれを取り下げることが出来る。

第四百六十七條 第三百五十三條、第三百五十五條乃至第三百五十七條及び第三百五十九條乃至第三百六十五條の規定は、正式裁判の請求又はその取下についてこれを準用する。

第四百六十八條 正式裁判の請求が法令上の方式に違反し、又は、請求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることが出来る。

正式裁判の請求を適法とするときは、通常の規定に従い、審判をしなければならぬ。この場合には、第四百六十三條但書の規定を準用する。

前項前段の場合においては、略

式命令に拘束されない。

第四百六十九條 正式裁判の請求により判決をしたときは、略式命令は、その効力を失ふ。

第四百七十條 略式命令は、正式裁判の請求期間の経過又はその請求の取下により、確定判決と同一の効力を生ずる。

正式裁判の請求を棄却する裁判が確定したときも、同様である。

第七編 裁判の執行

第四百七十一條 裁判は、この法律に特別の定めのある場合を除いては、確定した後これを執行する。

第四百七十二條 裁判の執行は、その裁判をした裁判所は對應する檢察官の檢察官がこれを指揮する。但し、第七十條第一項但書の場合、第四百八條第一項但書の場合その他その性質上裁判所又は裁判官が指揮すべき場合は、この限りでない。

上訴の裁判又は上訴の取下により下級の裁判所の裁判を執行する場合においては、上訴裁判所は對應する檢察官の檢察官がこれを指揮する。但し、訴訟記録が下級の裁判所又はその裁判所に對する檢察官に在るときは、その裁判所に對する檢察官の檢察官が、これを指揮する。

第四百七十三條 裁判の執行の指揮は、書面で行なひ、これに裁判官又は裁判を記載した調書の原本又は抄本を添えなければならぬ。但し、刑の執行を指揮する場合を除いては、裁判書の原本、原本若しくは抄本又は裁判を記載した調書の原本若しくは抄本に認印

して、これを行うことができる。

第四百七十四條 二以上の主刑の執行は、罰金及び料金を除いては、その重いものを先にする。但し、檢察官は、重い刑の執行を停止して、他の刑を執行をさせることができる。

第四百七十五條 死刑の執行は、法務總裁の命令による。

前項の命令は、判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならぬ。但し、上訴権回復若しくは再審の請求、非常上告若しくは恩赦の出願若しくは申出がされその手続が終了するまでの期間及び共同被告人であつた者に対する判決が確定するまでの期間は、これをその期間に算入しない。

第四百七十六條 法務總裁が死刑の執行を命じたときは、五日以内にその執行をしなければならぬ。

第四百七十七條 死刑は、檢察官、檢察事務官及び監獄の長又はその代理者の立会の上、これを執行しなければならない。

檢察官又は監獄の長の許可を受けた者でなければ、刑場に入ることとは出来ない。

第四百七十八條 死刑の執行に立ち会つた檢察事務官は、執行始末書を作り、檢察官及び監獄の長又はその代理者とともに、これに署名押印しなければならない。

第四百七十九條 死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務總裁の命令によつて執行を停止する。

死刑の言渡を受けた女子が懐胎しているときは、法務總裁の命令によつて執行を停止する。

によつて執行を停止する。

前二項の規定により死刑の執行を停止した場合には、心神喪失の状態が回復した後又は出産の後に法務總裁の命令がなければ、執行することは出来ない。

第四百七十五條第二項の規定は、前項の命令によつてこれを準用する。この場合において、判決確定の日であるのは、心神喪失の状態が回復した日又は出産の日と読み替へるものとする。

第四百八十條 懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、刑の言渡をした裁判所に對する檢察官の檢察官又は刑の言渡を受けた者の現在地を管轄する地方檢察廳の檢察官の指揮によつて、その状態が回復するまで執行を停止する。

第四百八十一條 前條の規定により刑の執行を停止した場合には、檢察官は、刑の言渡を受けた者を監視義務者又は地方公共團體の長に引き渡し、病院その他の適當な場所に入れさせなければならない。

刑の執行を停止された者は、前項の処分があるまでこれを監獄に留置し、その期間を刑期に算入する。

第四百八十二條 懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者について左の事由があるときは、刑の言渡をした裁判所に對する檢察官の檢察官又は刑の言渡を受けた者の現在地を管轄する地方檢察廳の檢察官の指揮によつて執行を停止することが出来る。

一 刑の執行によつて、著しく健

康を害するとき、又は生命を保全するに必要と認めるとき、又は拘留の言渡を受けた者の現在地を管轄する地方檢察廳の檢察官の指揮によつて執行を停止することが出来る。

康を害するとき、又は生命を保つことのできない虞があると

き。

二年齢七十歳以上であるとき。

三 受胎後百五十日以上であると

き。

四 出産後六十日を経過しないと

き。

五 刑の執行によつて回復することのできない不利益を生ずる虞があると

き。

六 祖父又は父母が年齢七十

年以上又は重病若しくは不具

で、他にこれを保護する親族が

ないとき。

七 子又は孫が幼年で、他にこれ

を保護する親族がないとき。

八 その他重大な事由があると

又は拘留の言渡を受けた者の現在地が判らないときは、検察官は、検事長にその收監を請求することができる。

請求を受けた検事長は、その管内の検察官に收監状を差しめなければならない。

第四百八十七條 收監状には、刑の言渡を受けた者の氏名、住居、年齢、刑名、刑期その他收監に必要な事項を記載し、検察官又は司法警察員が、これに記名押印しなければならない。

第四百八十八條 收監状は、勾引状と同一の効力を有する。

第四百八十九條 收監状の執行については、勾引状の執行に関する規定を準用する。

第四百九十條 罰金、料料、没収、過料、没取、訴訟費用、費用賠償又は、仮納付の裁判は、検察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

前項の裁判の執行については、民事訴訟に関する法令の規定を準用する。但し、執行前に裁判の差違をすることを要しない。

第四百九十一條 没収又は租税その他の公課若しくは専賣に関する法令の規定により言い渡した罰金若しくは追徴は、刑の言渡を受けた者が判決の確定した後死亡した場合に、相続財産についてこれを執行することができる。

第四百九十二條 法人に対して罰金、料料、没収又は追徴を言い渡した場合は、その法人が判決の確定した後合併によつて消滅したと

きは、合併の後存続する法人又は合併によつて設立された法人に対して執行することができる。

第四百九十三條 第一審と第二審において、仮納付の裁判があつた場合に、第一審の仮納付の裁判について既に執行があつたときは、その執行は、これを第二審の仮納付の裁判で納付を命ぜられた金額の限度において、第二審の仮納付の裁判についての執行とみなす。

前項の場合において、第一審の仮納付の裁判の執行によつて得た金額が第二審の仮納付の裁判で納付を命ぜられた金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

第四百九十四條 仮納付の裁判の執行があつた後に、罰金、料料又は追徴の裁判が確定したときは、その金額の限度において刑の執行があつたものとみなす。

前項の場合において、仮納付の裁判の執行によつて得た金額が罰金、料料又は追徴の金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

第四百九十五條 上訴の提起期間中の未決勾留の日数は、上訴申立後の未決勾留の日数を除き、全部これを本刑に通算する。

上訴申立後の未決勾留の日数は、左の場合には、全部これを本刑に通算する。

一 検察官が上訴を申し立てたとき。

二 検察官以外の者が上訴を申し立てた場合においてその上訴審において原判決が破棄されたとき。

き。

前二項の規定による通算については、未決勾留の一日を刑期の一日又は金額の二十円に折算する。

上訴裁判所が原判決を破棄した後の未決勾留は、上訴中の未決勾留日数に準じて、これを通算する。

第四百九十六條 没収物は、検察官がこれを処分しなければならない。

第四百九十七條 没収を執行した後三箇月以内に、権利を有する者が没収物の交付を請求したときは、検察官は、破棄し、又は廃棄すべき物を除いては、これを交付しなければならない。

没収物を処分した後前項の請求があつた場合には、検察官は、公費によつて得た代償を交付しなければならない。

第四百九十八條 偽造し、又は変造された物を返還する場合には、偽造又は変造の部分とその物に表示しなければならぬ。

偽造し、又は変造された物が押収されてないときは、これを提出させて、前項に規定する手続をしなければならない。但し、その物が公務所に属するときは、偽造又は変造の部分を公務所に通知して相当な処分をさせなければならない。

第四百九十九條 押収物の還付を受けるべき者の所在が判らないため、又はその他の事由によつて、その物を還付することができない場合には、検察官は、その旨を官

報で公告しなければならない。公告をしたときから六箇月以内の還付の請求がないときは、その物は國庫に帰属する。

前項の期間内でも、價值のない物は、これを廃棄し、保管に不便な物は、これを公賣してその代償を保管することができる。

第五百條 訴訟費用の負担を命ぜられた者は、貧困のためこれを完納することができないときは、訴訟費用の負担を命ずる裁判を言い渡した裁判所に、訴訟費用の全部又は一部について、その裁判の執行の免除の申立をすることができ

る。

前項の申立は、訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定した後十日以内にこれをしなければならぬ。

第五百一條 刑の言渡を受けた者は、裁判の解釈について疑があるときは、言渡をした裁判所に裁判の解釈を求める申立をすることができ

る。

第五百二條 裁判の執行を受ける者又はその法定代理人若しくは保佐人が執行に関し検察官のした処分を不当とするときは、言渡をした裁判所に異議の申立をすることができ

る。

第五百三條 前三條の申立は、決定があるまでこれを取り下げることをできる。

第三百六十六條の規定は、前三條の申立及びその取下についてこれを準用する。

第五百四條 第五百條乃至第五百二條の申立についてした決定に対しては、即時抗告をすることができ

る。

第五百五條 罰金又は料金を完納することができない場合における労働場留置の執行については、刑の執行に関する規定を準用する。

第五百六條 第四百九十條第一項の裁判の執行の費用は、執行を受ける者の負担とし、民事訴訟に関する法令の規定に準じて、執行と同時にこれを取り立てなければならない。

附 則

この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。